

第4章

誘導区域の設定について

1 立地適正化計画で定める区域及び誘導施設について

(1) 立地適正化計画によるまちのイメージ

立地適正化計画には、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載します。計画では、駅周辺や市役所・総合支所など地域の中心核となる箇所に「都市機能誘導区域」を設定し、医療・商業施設・公共施設などの「誘導施設」を維持・誘導していきます。また、「誘導施設」の集積により生活利便性を高めた「都市機能誘導区域」を含む周辺地に、居住を誘導する「居住誘導区域」を設定し、人口密度を維持していきます。さらに、各都市機能誘導区域及び居住誘導区域を公共交通ネットワークで結ぶことで「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指します。

【立地適正化計画によるまちのイメージ】



立地適正化計画で定める区域等

- 都市計画区域全体を立地適正化計画区域とすることが基本となります。
- 居住誘導区域と都市機能誘導区域は立地適正化計画区域内でなければ定めることができません。

都市機能誘導区域及び誘導施設

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
- 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき、医療・福祉・商業等の都市機能の増進に著しく寄与する施設です。

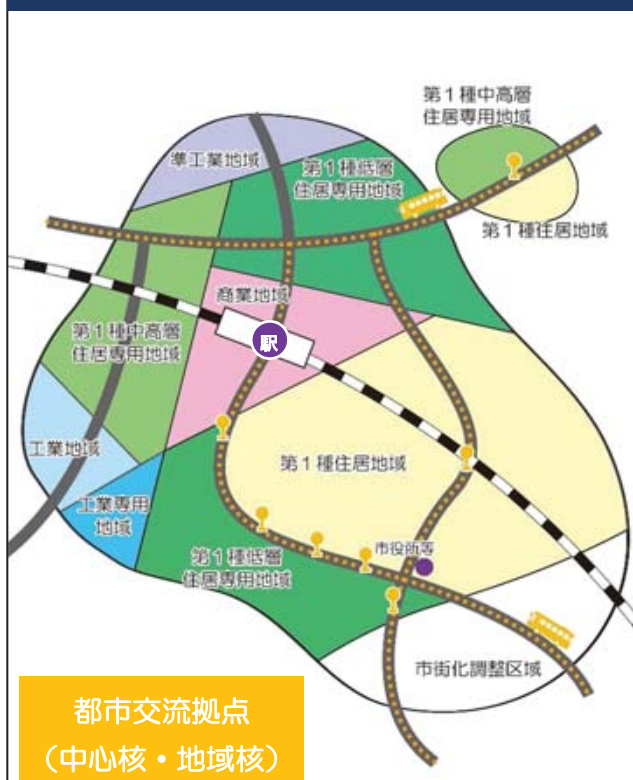
居住誘導区域

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

(2) 誘導区域及び誘導施設の設定手順

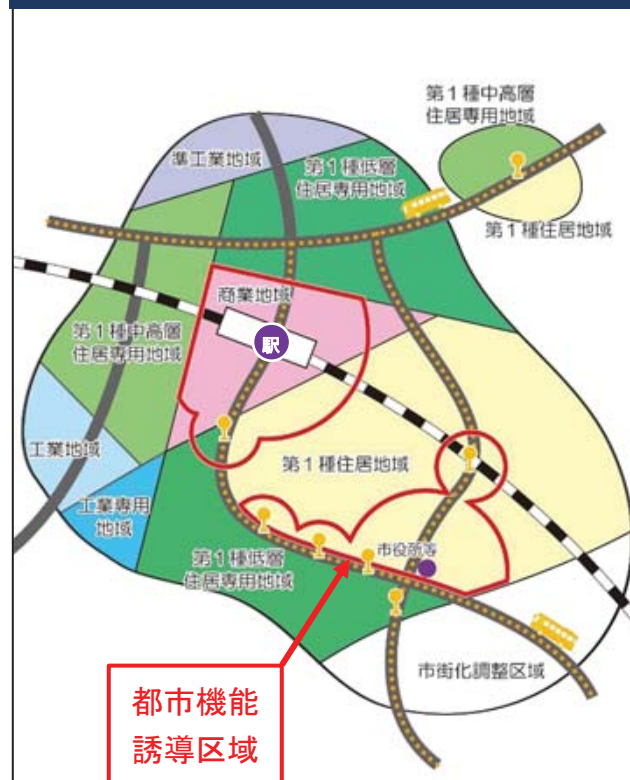
立地適正化計画で定める事項となっている、都市機能誘導区域及び誘導施設、居住誘導区域については、将来の都市構造の都市交流拠点を核として、次の手順1から手順4に基づき設定します。

手順1：都市交流拠点（中心核・地域核）の設定



○生活利便施設等が集積している市街地を、目指すべき都市構造における、都市交流拠点（中心核・地域核）に設定します。

手順2：都市機能誘導区域の設定



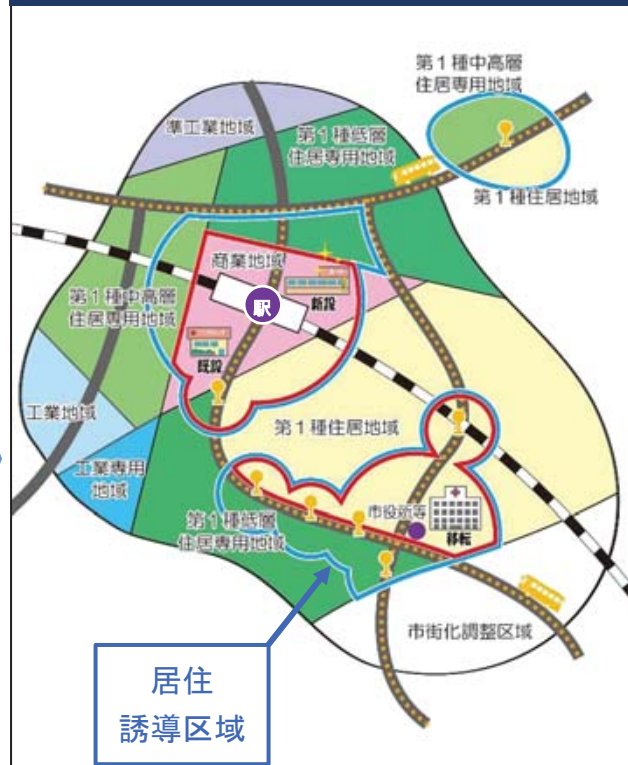
○国の考え方に基づき、市の考え方・設定方針を定め、将来においても維持すべき都市機能誘導区域を設定します。

手順3：誘導施設の設定



○地区の特性を踏まえ、誘導及び維持していくべき誘導施設（日常生活に必要な施設等）を設定します。

手順4：居住誘導区域の設定



○誘導施設を将来においても維持していくために、一定の人口密度の維持が可能な範囲を居住誘導区域として設定します。

（３）区域設定に当たって留意すべき事項

都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定については、国が示す「都市計画運用指針」における「誘導区域に含まない区域」等の留意すべき事項を踏まえ検討します。

【区域設定に当たって留意すべき事項】

誘導区域に含まない区域 （都市再生法第 81 条第 11 項、同法施行令第 22 条）	・市街化調整区域 ・災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 ・農用地区域（又は農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域） ・国立公園・国定公園の特別区域、保安林の区域、保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区、原生自然環境保全地域
原則として、誘導区域に含まないこととすべきである区域	・土砂災害特別警戒区域 ・津波災害特別警戒区域 ・災害危険区域（条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く） ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域
都市機能及び居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として誘導区域に含まないこととすべき区域	・土砂災害警戒区域 ・津波災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・都市浸水想定区域 ・土砂災害や津波浸水等に関する調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域
誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域	・工業専用地域や流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 ・特別用途地区や地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 ・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 ・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
その他の留意すべき事項	・市街地の周辺の農地のうち、生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興施策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい。

資料：都市計画運用指針（国土交通省）

2 都市機能誘導区域について

(1) 国の都市機能誘導区域の考え方

国が示す「都市計画運用指針」により、都市機能誘導区域の設定の考え方を整理します。

◆国の区域設定の基本的な考え方

- 一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前に明示することにより都市機能誘導区域のエリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図ります。
- 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう設定します。



◆国の区域設定の例

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等都市の拠点となるべき区域
- 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

◆区域設定において留意すべき事項

- 合併前旧市町の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。
- 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となります。
- 都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図ることから、居住誘導区域と都市機能誘導区域は同時に設定することが基本となります。

(2) 本市の都市機能誘導区域の考え方

国が示す「都市計画運用指針」の考え方を踏まえつつ、本市の目指すべき都市構造に適した都市機能誘導区域の設定の考え方を示します。

◆本市の区域設定の基本的な考え方

- ①医療・福祉・商業、教育文化、行政機能などの都市機能を増進する施設が集積する市街地に設定します。
- ②鉄道駅又はバス停により公共交通ネットワークが形成されており、エリア間又は周辺からエリアへのアクセスが容易な市街地に設定します。
- ③現状において一定の人口密度が維持されており、都市機能を計画的に維持・誘導することで、将来も周辺と比較して人口減少が緩やかになると考えられる市街地に設定します。
- ④上位計画等の位置づけにより特に都市機能の増進を図ることが必要である市街地に設定します。

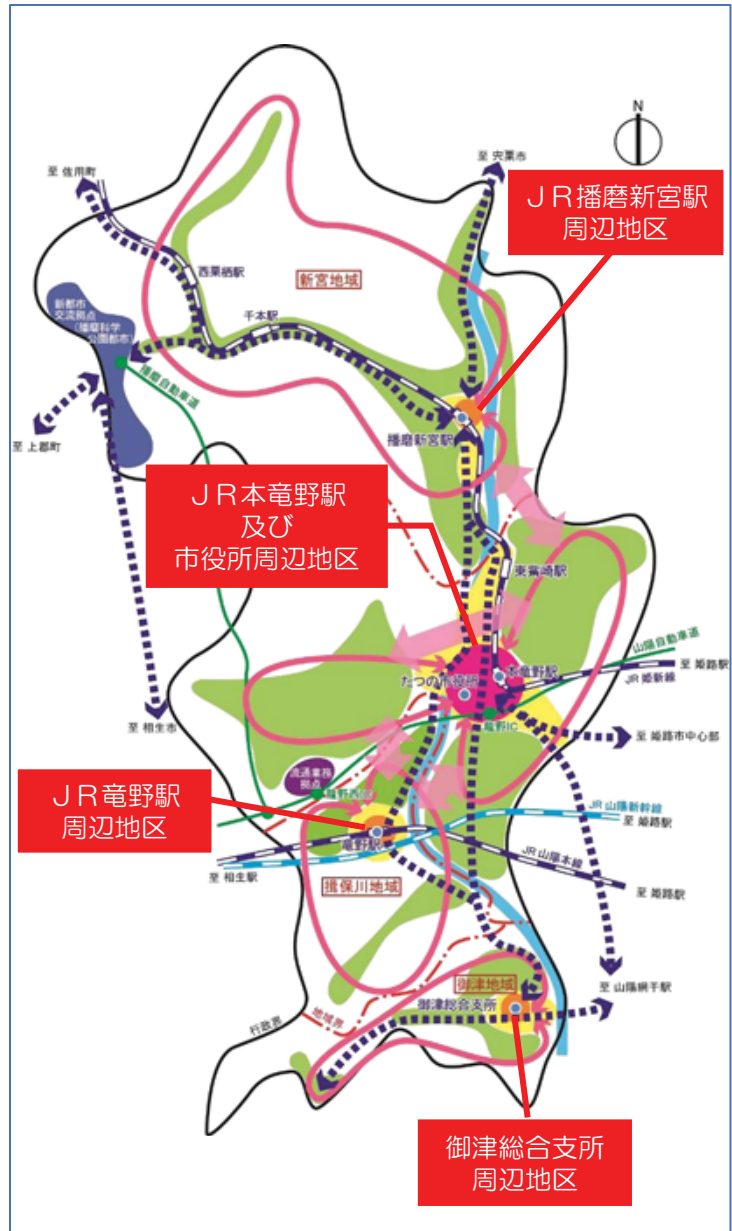
◆本市の区域設定

- 「たつの市都市計画マスタープラン」において都市交流拠点に位置づけられる地域を中心として都市機能を誘導

◆対象地区

- J R本竜野駅及び市役所周辺地区
- J R播磨新宮駅周辺地区
- J R竜野駅周辺地区
- 御津総合支所周辺地区

【目指すべき都市構造図】



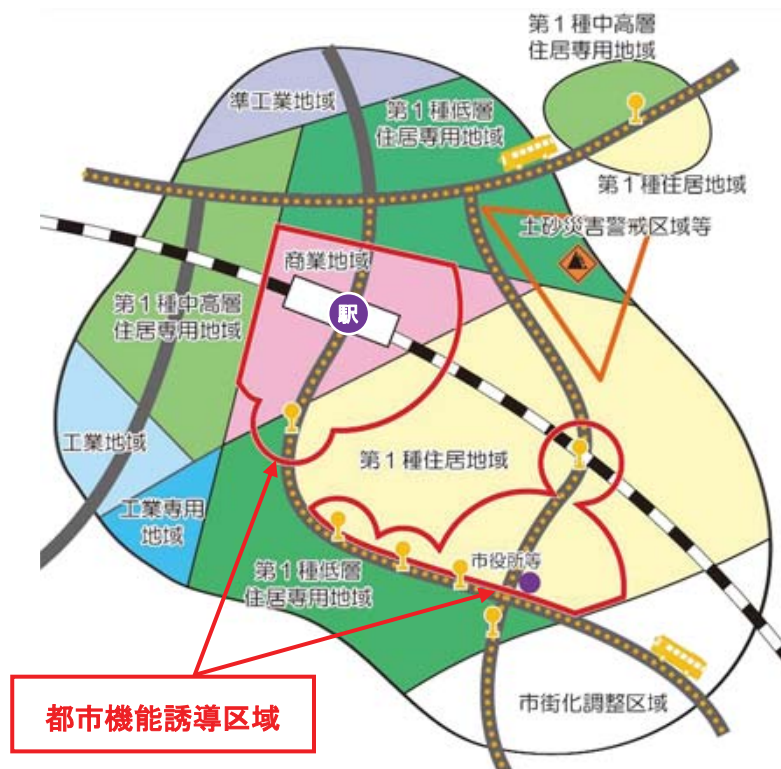
（３）都市機能誘導区域の設定方針

本市の都市機能誘導区域の考え方により対象とする４地域について、次の設定方針に基づいて区域を定めます。

◆区域の設定方針

- ①用途地域内に設定します。
- ②各地域に複数の市街化区域がある場合、核になる施設（鉄道駅及び行政施設）が含まれる区域のみに設定します。
- ③地域の核になる鉄道駅及び行政施設（龍野地域：市役所、御津地域：御津総合支所）から、概ね８００ｍの徒歩圏に設定します。
- ④既設の医療・福祉・商業等の誘導施設が複数立地している地域は、機能維持の必要性が高いため、鉄道駅及び行政施設からバス停の概ね３００ｍ徒歩圏内で連担している区域のみに設定します。
- ⑤特に良好な住環境を保護するため第１種低層住居専用地域と第１種中高層住居専用地域には原則設定しません。
- ⑥工業の利便を増進するための工業専用地域、工業地域、準工業地域には原則設定しません。
- ⑦災害の危険性が高い区域（急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域）には設定しません。
- ⑧浸水想定区域は河川改修事業等災害対策の促進やソフト面での対策（防災ハザードマップの活用等）を図ることとし、区域を設定します。
- ⑨都市機能誘導区域は基本的に用途地域界や明確な地形・地物により設定します。

【都市機能誘導区域の設定イメージ】



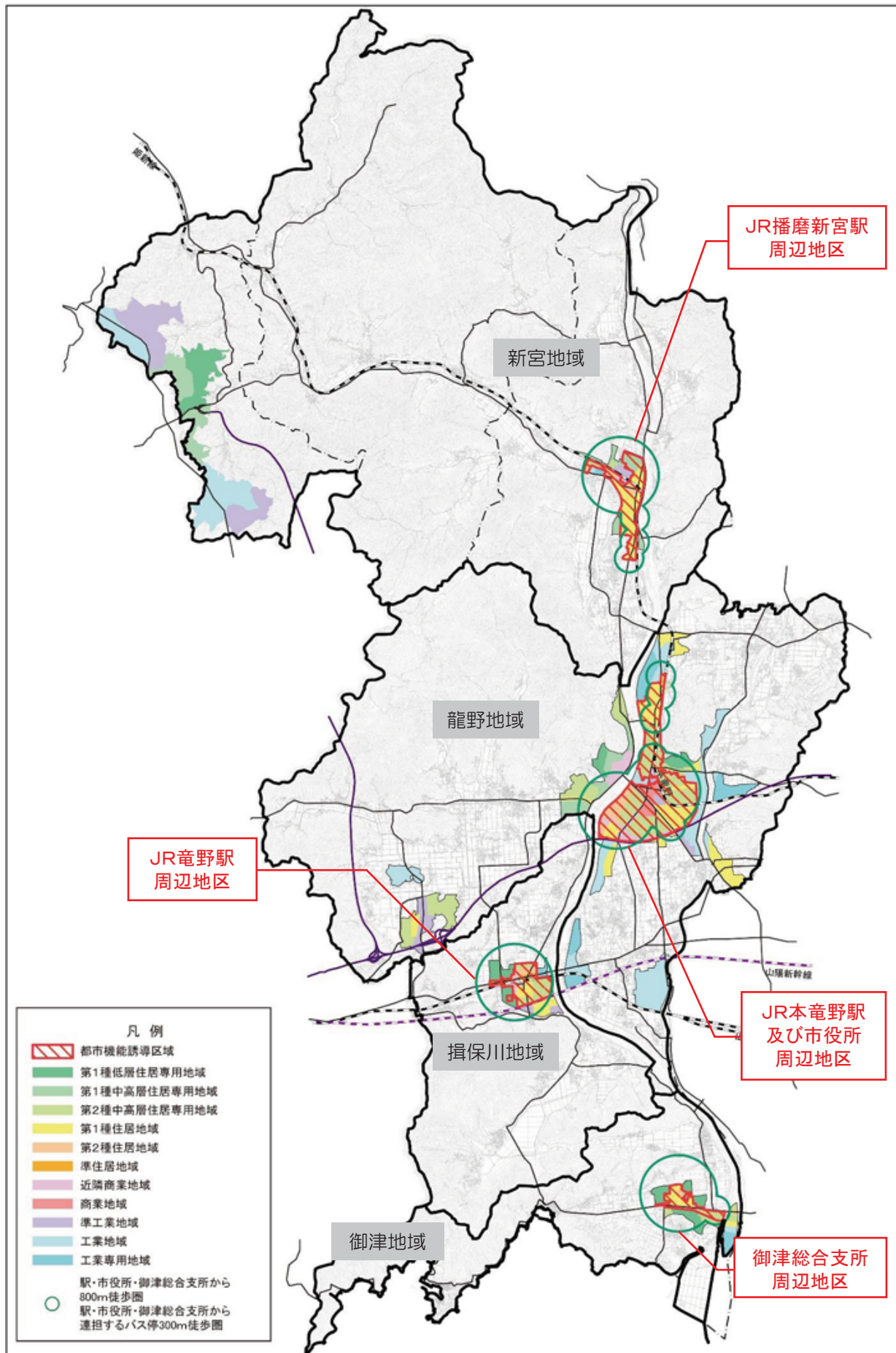
※徒歩圏（鉄道駅半径 800m、バス停半径 300m）については、平成２６年国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で「生活利便施設」の評価指標として用いられている値を採用

（４）各地域における都市機能誘導区域の設定

本市の都市機能誘導区域の設定方針に基づき、各地域における都市機能誘導区域を次のとおり設定します。

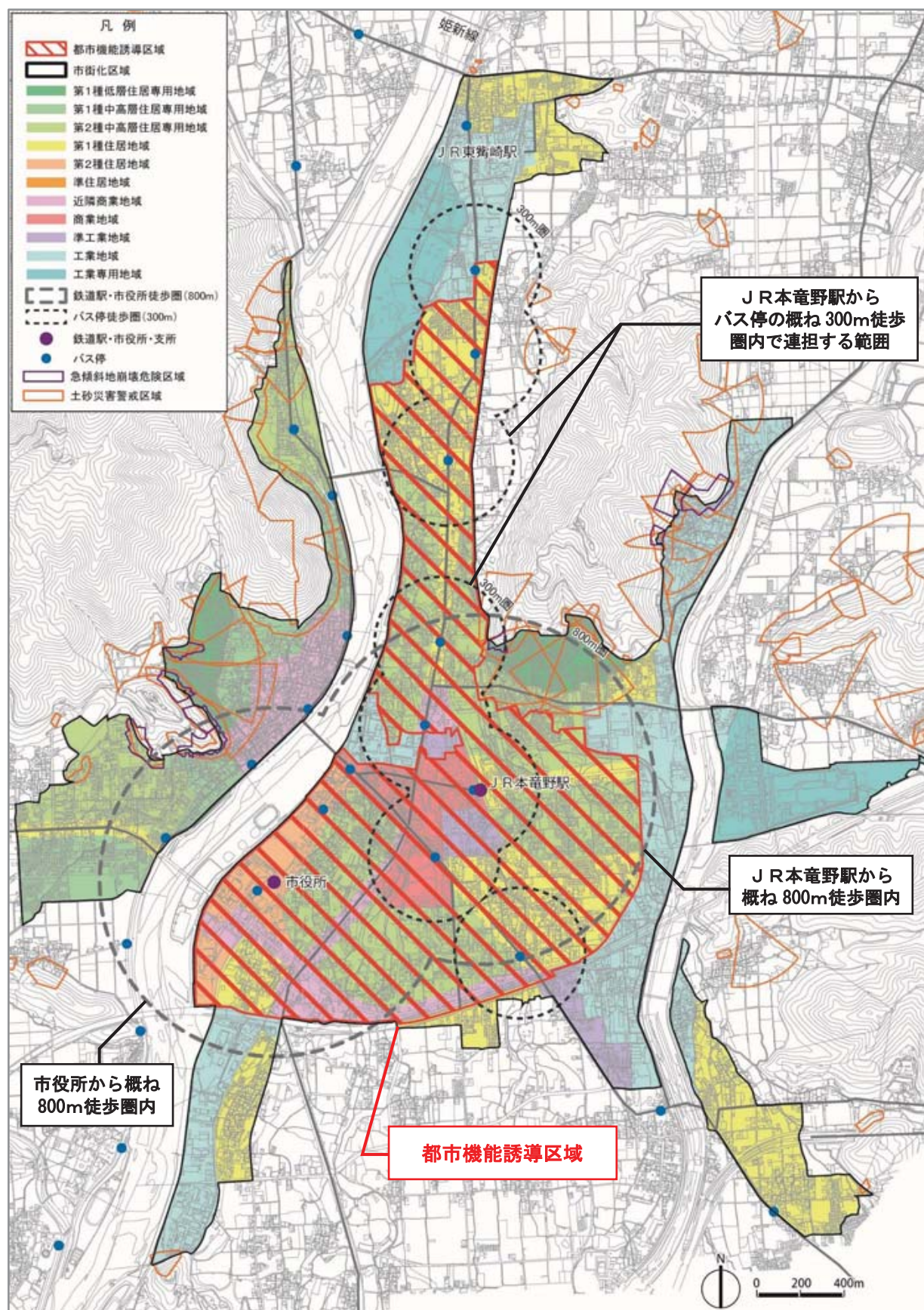
地域	地区名	区域の設定
龍野 地域	J R本竜野駅周 辺地区	・ J R本竜野駅より概ね800m徒歩圏内及び鉄道駅とバス停 300m徒歩圏内で連担する区域を基本に設定します。 ※堂本及び中村にまたがる準工業地域については、工業系の土地利用から住居系等に進展しているため、区域に設定します。 （対象外） ・ 山陽自動車道以南の小宅北の一部（第1種住居地域）については、主に工業系の土地利用状況であるため、設定しません。
	市役所周辺地区	・ 市役所より概ね 800m徒歩圏内の区域を基本に設定します。
新宮 地域	J R播磨新宮駅 周辺地区	・ J R播磨新宮駅より概ね800m徒歩圏内及び鉄道駅とバス停 300m徒歩圏内で連担する区域を基本に設定します。 ※第1種中高層住居専用地域にある新宮小学校及び新宮こども園の区域は、誘導施設として見込まれるため、区域に設定します。
揖保川 地域	J R竜野駅周辺 地区	・ J R竜野駅より概ね 800m徒歩圏内の区域を基本に設定します。 ・ 第1種低層住居専用地域にあるJ R竜野駅周辺整備事業による近隣公園の整備箇所は、誘導施設として位置づけるため、区域に設定します。 （対象外） ・ 山陽新幹線以南の正條・山津屋の一部（第一種住居地域）については、大部分が800m徒歩圏内ですが、住居系の立地が進んでいるため、設定しません。
御津 地域	御津総合支所周 辺地区	・ 御津総合支所より概ね800m徒歩圏内及びバス停 300m徒歩圏内で連担する区域を基本に設定します。 ※第1種低層住居専用地域にあるじょうせんこども園及び中部公園の区域は、誘導施設として見込まれるため、区域に設定します。

【都市機能誘導区域の設定】

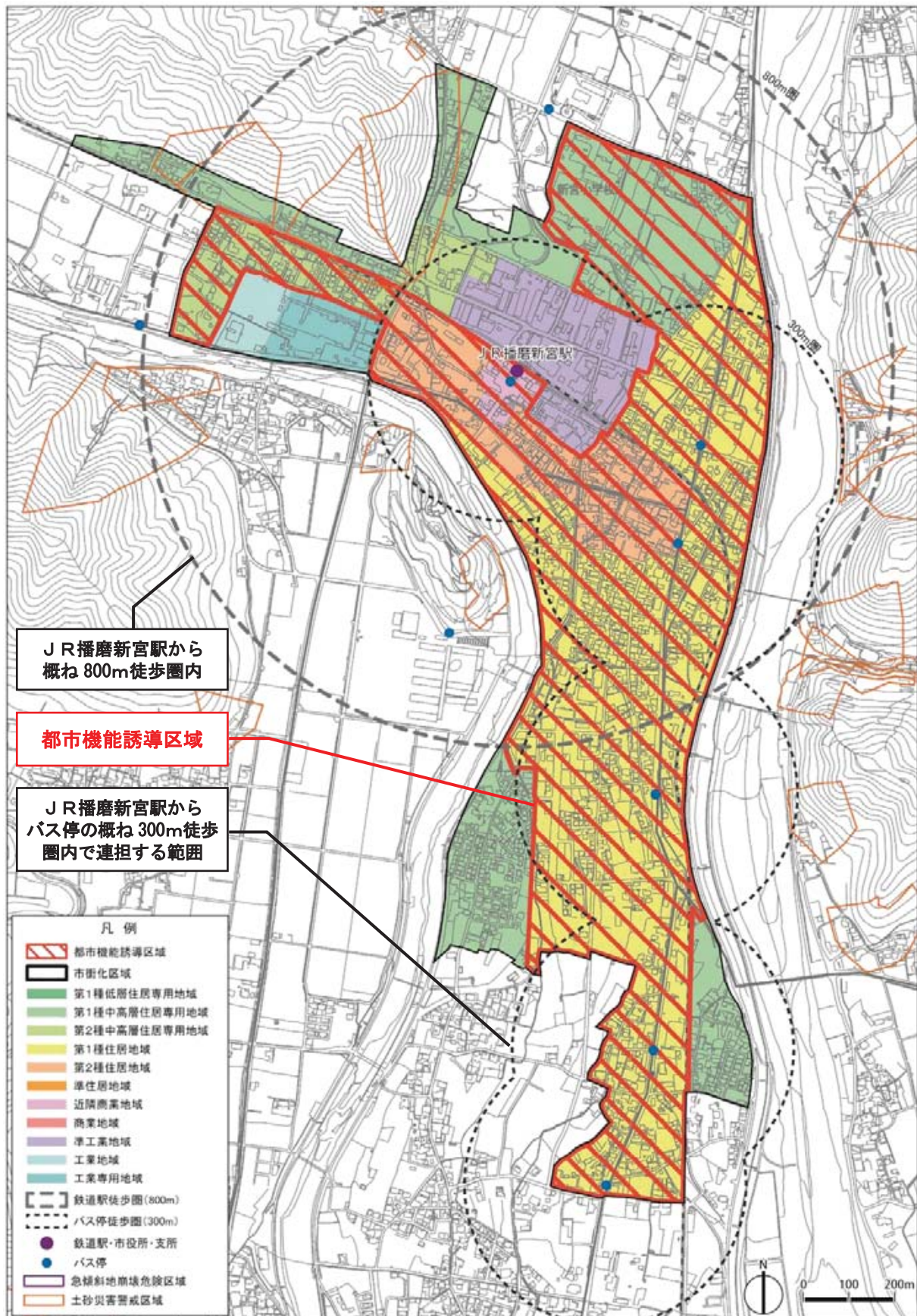


(5) 各地域における都市機能誘導区域

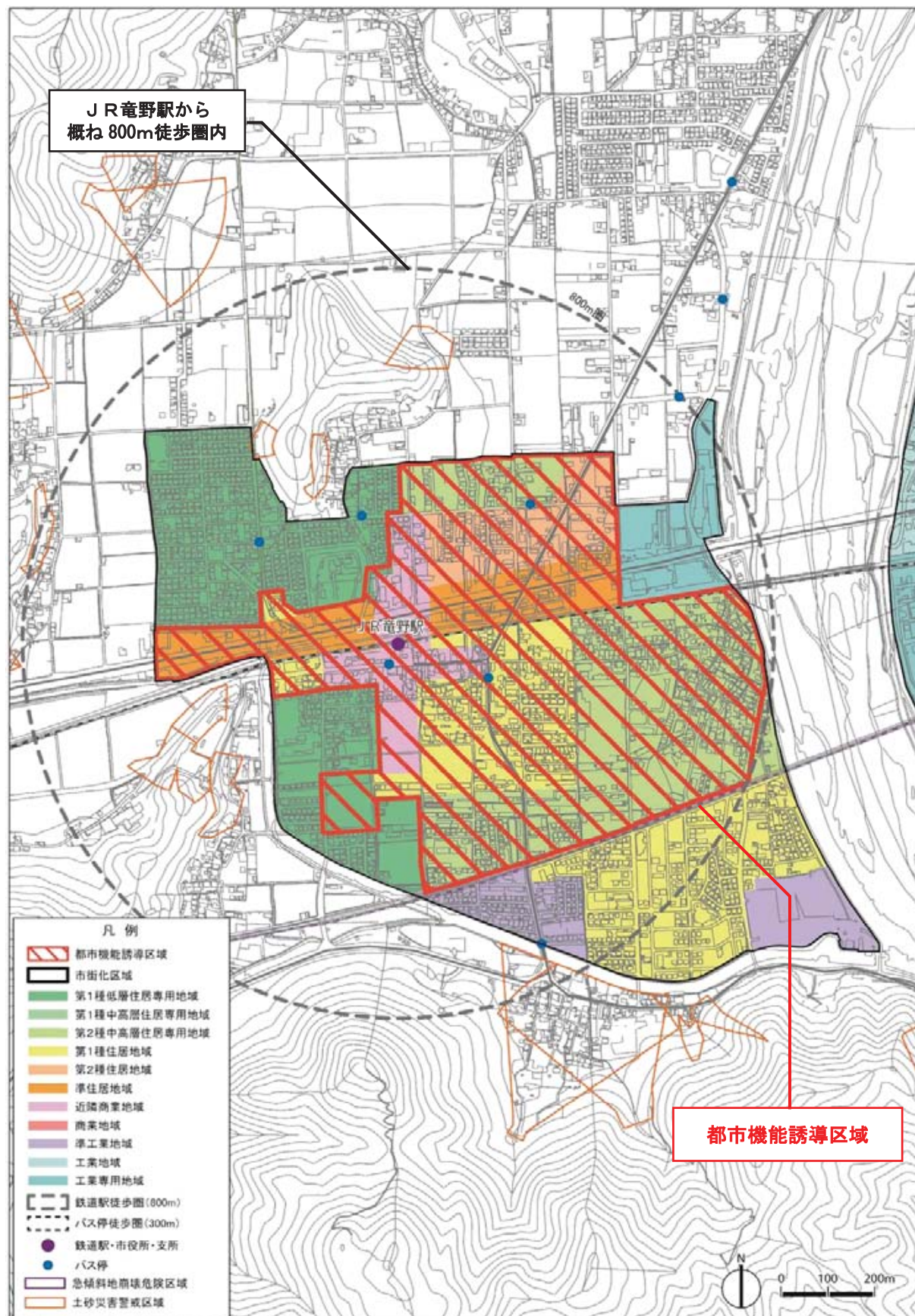
【龍野地域】



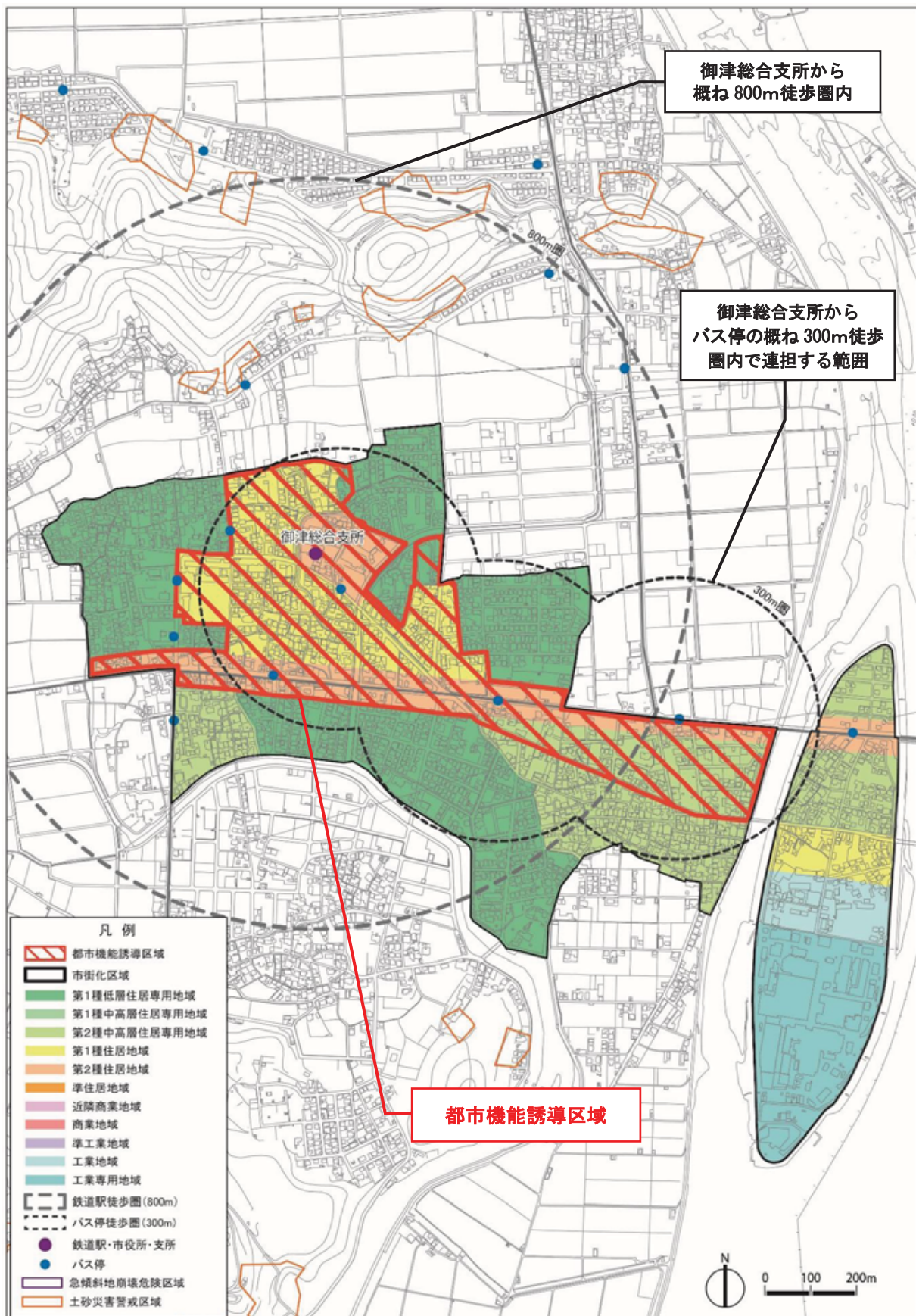
【新宮地域】



【揖保川地域】



【御津地域】



3 誘導施設について

(1) 国の誘導施設の考え方

国が示す「都市計画運用指針」により、都市機能誘導区域の設定の考え方を整理します。

◆国の誘導施設設定の基本的な考え方

- 誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設のことです。
- 当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。



◆誘導施設として定めることが想定される施設

	施設の機能	施設用途
①	高齢化の中で必要性の高まる施設	○病院・診療所、老人デイサービス、地域包括支援センター 等
②	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	○幼稚園や保育所の子育て支援施設、小学校等の教育施設 等
③	集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設	○図書館、博物館等の文化施設 等 ○スーパーマーケット等の商業施設 等
④	行政サービスの窓口機能を有する施設	○市役所・支所等の行政施設 等

◆誘導施設設定において留意すべき事項

- 誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。
- 誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。
- 誘導施設がない場合は、都市機能誘導区域が設定できません。

(2) 本市の誘導施設の考え方

国が示す「都市計画運用指針」の考え方を踏まえつつ、本市の都市づくりの方針に基づいた誘導施設の設定の考え方を示します。

◆本市の誘導施設設定の基本的な考え方

- ①地域別のまちづくりの方針や人口の動向を踏まえ、位置づけが必要な施設を設定します。
- ②誘導施設の地域別の充足状況を踏まえ、位置づけが必要な施設を設定します。
- ③「たつの市公共建築物再編実施計画」等の関連計画や具体の整備計画等と整合を図り、誘導施設に位置付けが必要な施設を設定します。
- ④平成27年4月に実施した市民意向調査結果により、各地域で今後必要な施設として回答が多く挙げられた施設を設定します。

（３）本市において検討を要する誘導施設

本市の誘導施設設定の基本的な考え方を踏まえ、次の誘導施設の設定を検討します。

	大分類	小分類	定義
①	医療施設	病院	医療法第1条の5に規定する病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。）
		診療所	医療法第1条の5に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。）のうち歯科を除く施設
②	高齢者福祉施設（通所）	通所介護	老人福祉法第5条の2第3項、第5項及び第7項に規定する事業を行う施設 介護保険法第8条第8項に規定するサービスを行う施設
		通所リハビリ	
		小規模多機能型居宅介護	
		複合型サービス	
③	障害者支援施設（通所）	日中活動系（生活介護等）	障害者総合支援法第5条第7項に規定する施設等
		児童通所系（放課後等デイサービス等）	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する施設等
		地域生活支援（日中一時支援等）	障害者総合支援法第77条及びたつの市障害者等地域生活支援規則第4条第8号に規定する施設等
④	子育て支援施設	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する施設
		幼稚園	学校教育法第1条に規定する施設
		認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
⑤	教育施設	小学校	学校教育法第1条に規定する施設
		中学校	
⑥	文化施設	文化会館・文化センター	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる多目的ホール・集会場機能を有する施設
		図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設
		公民館・コミュニティセンター	地域住民の連帯意識を高め、地域社会づくりの活動の場とするための施設
⑦	健康増進施設	保健センター	地域保健法第18条第2項に規定する施設
		スポーツ施設	市民の体力づくり、健康づくりを推進し、心身の健全な育成に寄与するための施設
		住区基幹公園	都市公園法施行令第2条第1項1～3に規定する施設
⑧	行政施設	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
		総合支所	地方自治法第155条第1項に規定する施設
⑨	商業施設	大型商業施設	店舗面積が3,000㎡以上の店舗 〔店舗面積は大規模小売店舗立地法に規定する小売業（飲食店業を除くものと）し、物品加工修理業を含む〕を行うための店舗の用に供される床面積とする。〕
		食料品スーパー・専門量販店等	店舗面積が500㎡を超え、3,000㎡未満の店舗 〔店舗面積は大規模小売店舗立地法に規定する小売業（飲食店業を除くものと）し、物品加工修理業を含む〕を行うための店舗の用に供される床面積とする。〕
		コンビニエンスストア	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所
⑩	金融機関	銀行・信用金庫等	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫
		郵便局	日本郵便株式会社法第2条第2項に規定する施設

（４）誘導施設の地域別の立地状況

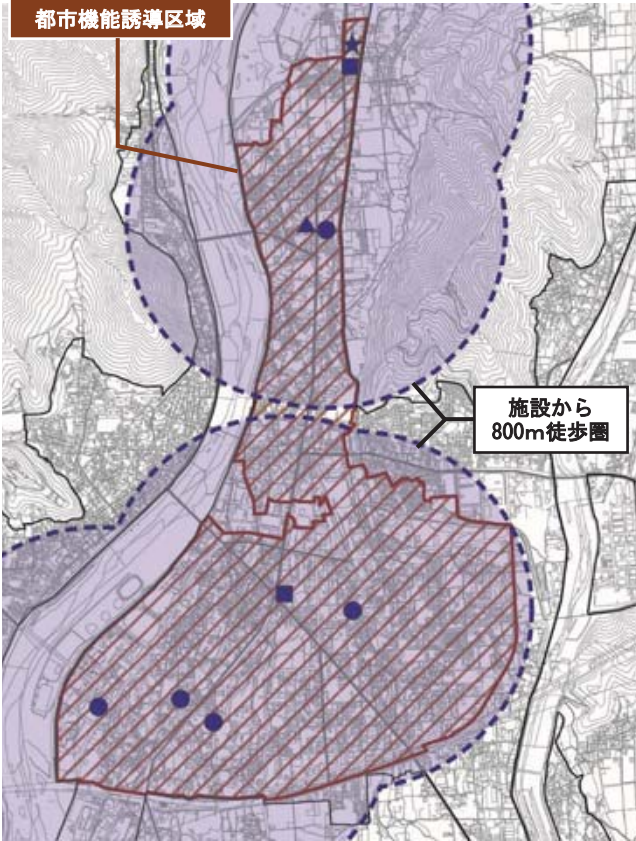
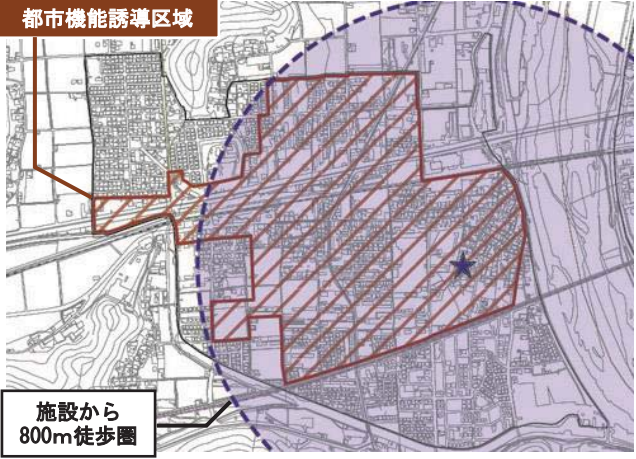
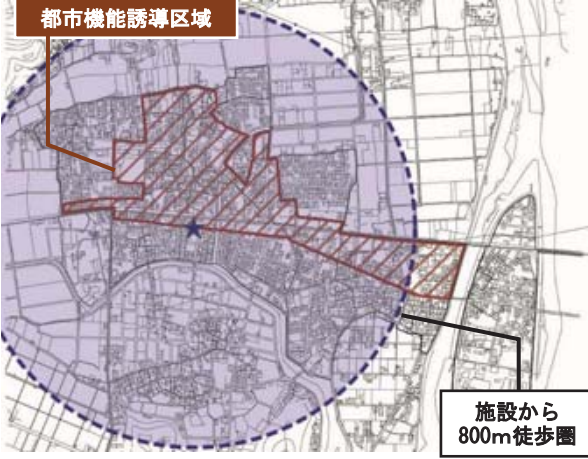
前項で示した１０分類の誘導施設について、各地域の都市機能誘導区域における施設数や各施設の中心からの徒歩圏を８００ｍとした場合の立地状況を示し、誘導施設としての位置づけの必要性を検証します。

立地状況については、原則として都市機能誘導区域内の施設について示します。また、各施設については、異なる記号（●▲■★）で標記するとともに、施設の中心から徒歩圏８００ｍ圏域を同系色の円で示します。

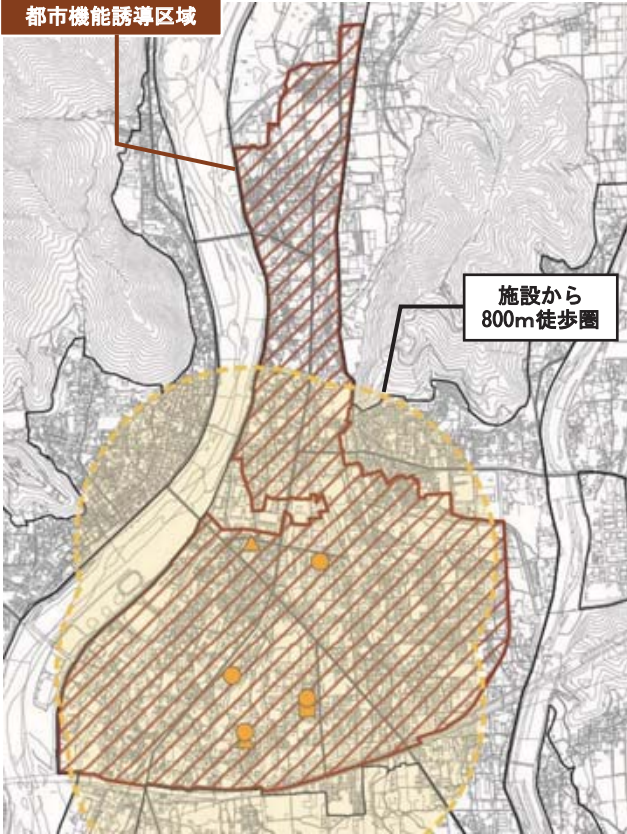
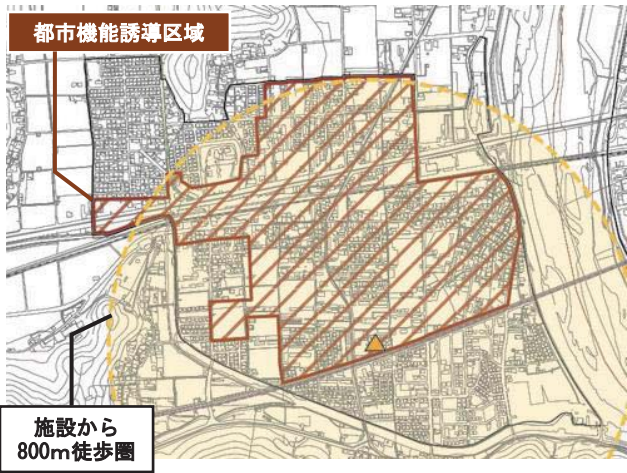
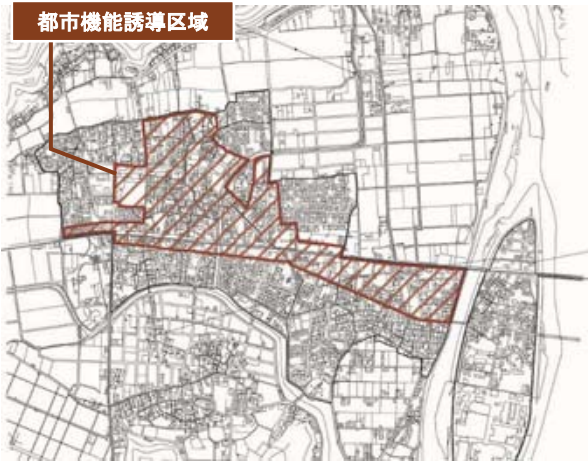
① 医療施設

龍野地域		新宮地域	
施設数	●病 院：3箇所 ▲診療所：8箇所	施設数	●病 院：1箇所 ▲診療所：2箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域に点在して立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の中央部と南部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
施設数	●病 院：0箇所 ▲診療所：1箇所	施設数	●病 院：0箇所（区域外に1施設） ▲診療所：2箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の中央部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の東部と西部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。

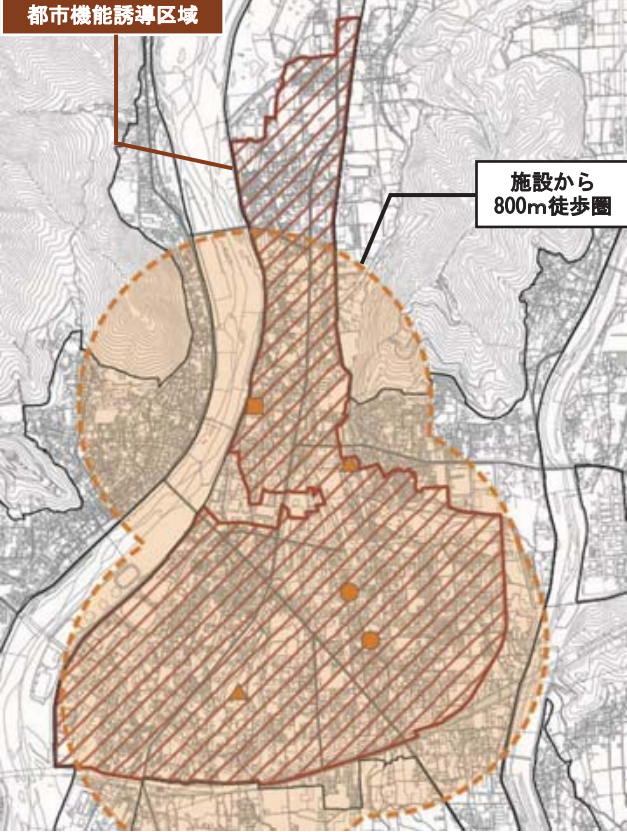
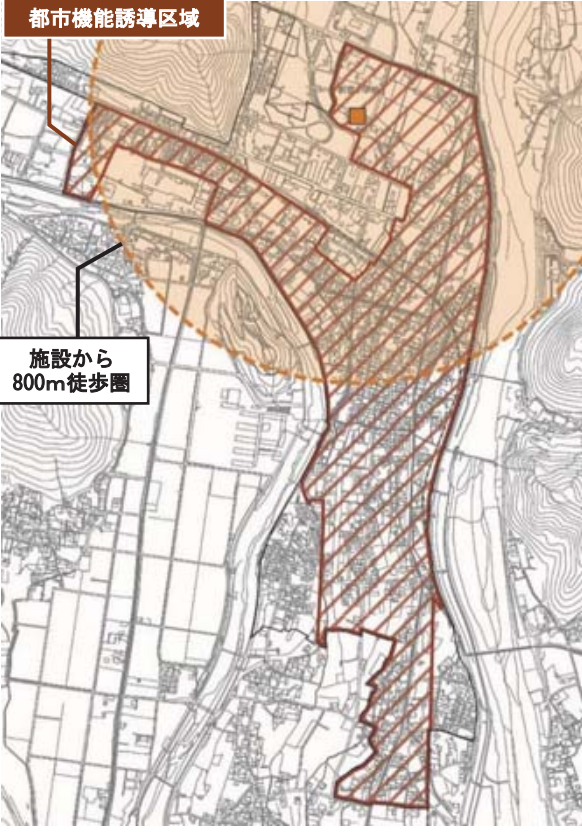
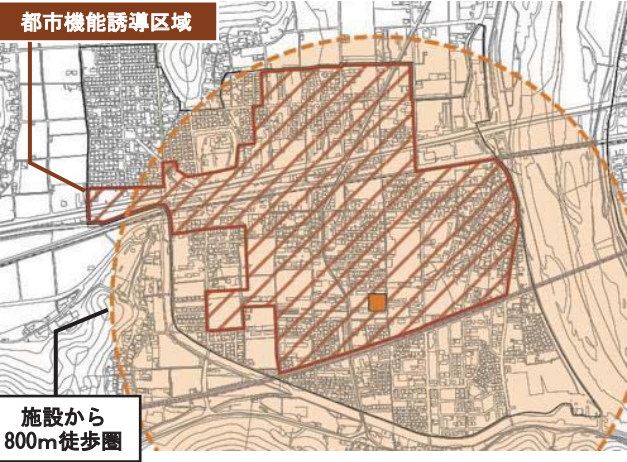
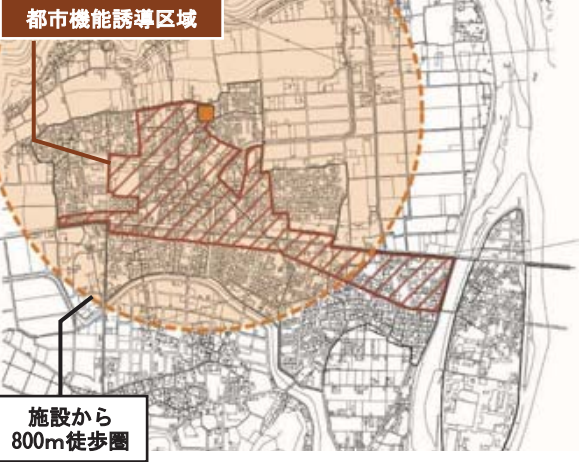
② 高齢者福祉施設（通所）

龍野地域		新宮地域	
			
施設数	●通所介護：5 箇所 ▲通所リハビリ：1 箇所 ■小規模多機能型居宅介護：2 箇所 ★複合型サービス：1 箇所	施設数	●通所介護：3 箇所 ▲通所リハビリ：2 箇所 ■小規模多機能型居宅介護：0 箇所 ★複合型サービス：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の北部と南部に立地しており、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の北西部と南部に立地しており、中央部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
			
施設数	●通所介護：0 箇所 ▲通所リハビリ：0 箇所 ■小規模多機能型居宅介護：0 箇所 ★複合型サービス：1 箇所	施設数	●通所介護：0 箇所 ▲通所リハビリ：0 箇所 ■小規模多機能型居宅介護：0 箇所 ★複合型サービス：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の東部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の西部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。

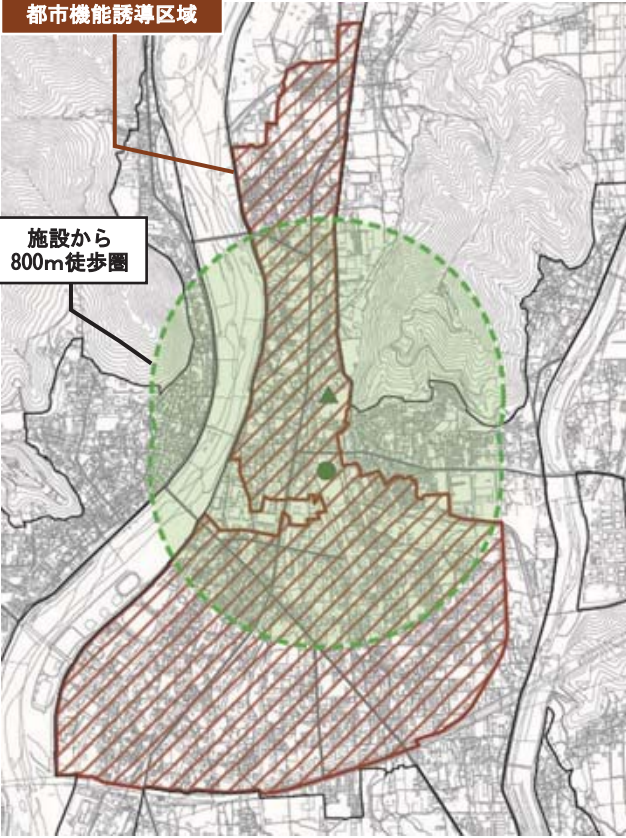
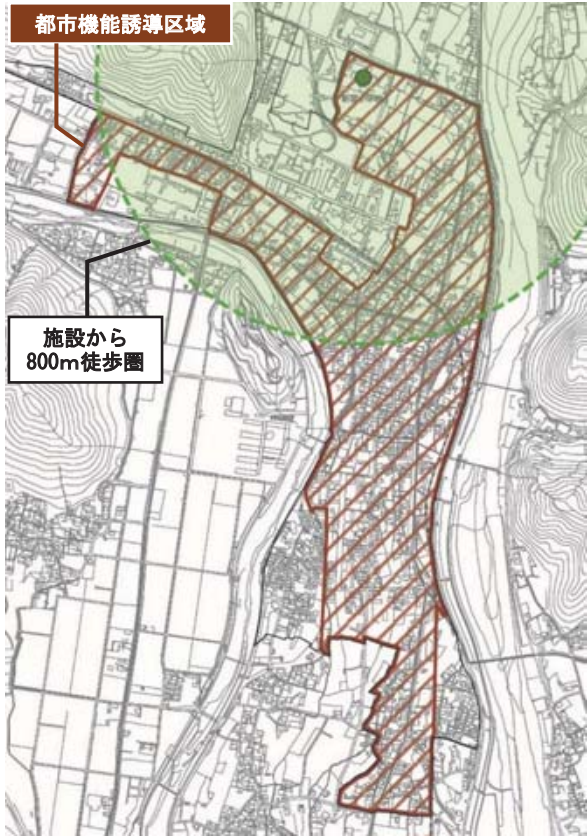
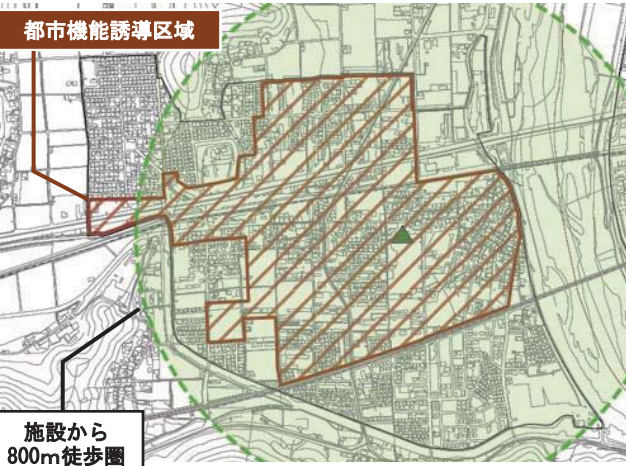
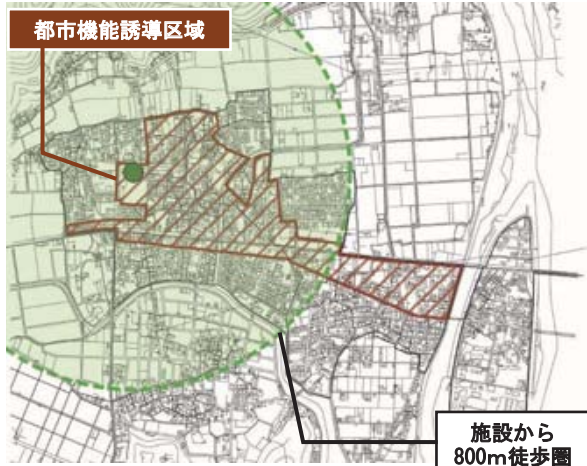
③ 障害者支援施設（通所）

龍野地域		新宮地域	
			
施設数	●日中活動系：4 箇所 ▲児童通所系：2 箇所 ■地域生活支援：1 箇所	施設数	●日中活動系：0 箇所 ▲児童通所系：0 箇所 ■地域生活支援：0 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の中央部と南部に立地しており、北部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。
揖保川地域		御津地域	
			
施設数	●日中活動系：0 箇所 ▲児童通所系：1 箇所 ■地域生活支援：0 箇所	施設数	●日中活動系：0 箇所 ▲児童通所系：0 箇所 ■地域生活支援：0 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の南部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。

④ 子育て支援施設

龍野地域	新宮地域
	
施設数 ● 保育所：2 箇所 ▲ 幼稚園：2 箇所 ■ 認定こども園：1 箇所	施設数 ● 保育所：0 箇所 ▲ 幼稚園：0 箇所 ■ 認定こども園：1 箇所
立地状況 施設は、都市機能誘導区域の中央部と南部に立地しており、北部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況 施設は、都市機能誘導区域の北部に立地しており、南部は施設から800mの徒歩圏外ですが、同区域外の南部にも施設が立地しています。
揖保川地域	御津地域
	
施設数 ● 保育所：0 箇所 ▲ 幼稚園：0 箇所 ■ 認定こども園：1 箇所	施設数 ● 保育所：0 箇所 ▲ 幼稚園：0 箇所 ■ 認定こども園：1 箇所
立地状況 施設は、都市機能誘導区域の南部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況 施設は、都市機能誘導区域の北部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。

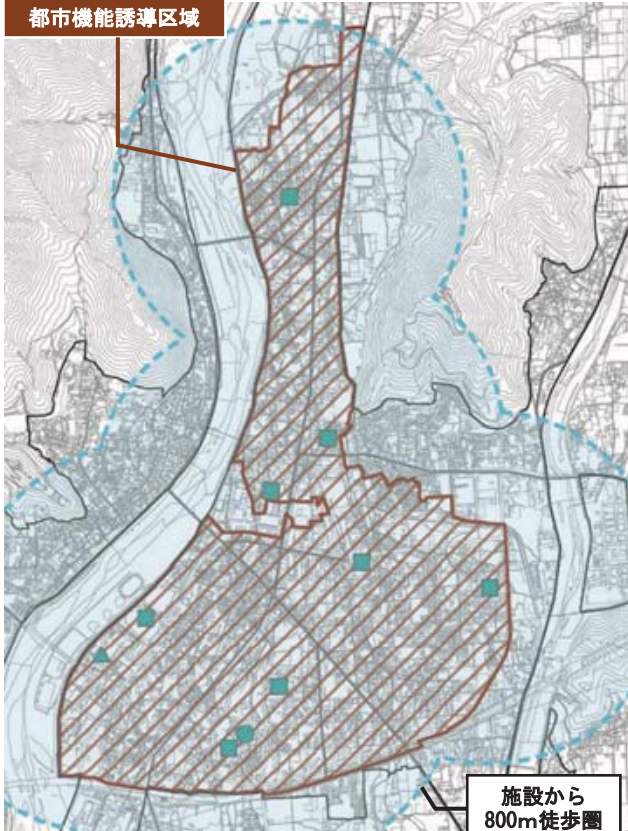
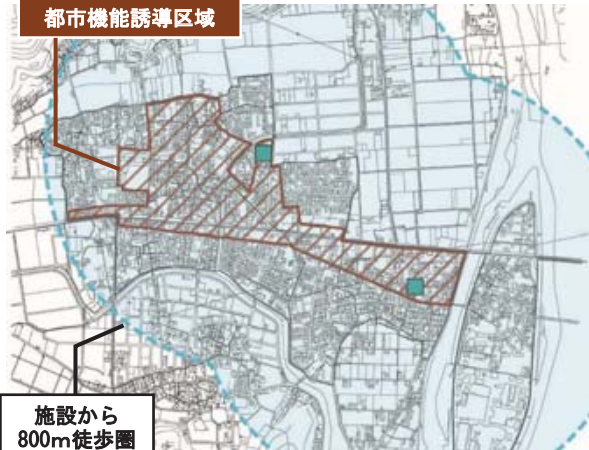
⑤ 教育施設

龍野地域		新宮地域	
			
施設数	●小学校：1 箇所 ▲中学校：1 箇所	施設数	●小学校：1 箇所 ▲中学校：0 箇所
立地状況	都市機能誘導区域の中央部に、小学校・中学校がそれぞれ 1 箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域の北部に、小学校が 1 箇所立地しています。
揖保川地域		御津地域	
			
施設数	●小学校：0 箇所 ▲中学校：1 箇所	施設数	●小学校：1 箇所 ▲中学校：0 箇所
立地状況	都市機能誘導区域の中央部に、中学校が 1 箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域の西部に、小学校が 1 箇所立地しています。

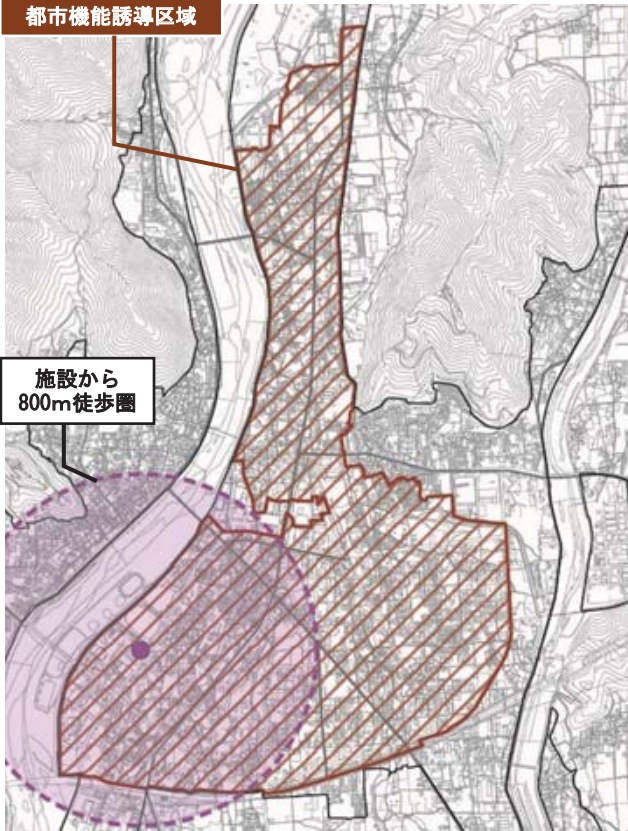
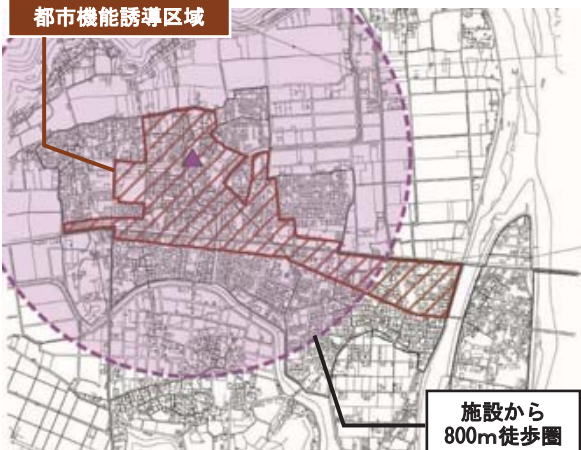
⑥ 文化施設

龍野地域		新宮地域	
施設数	●文化会館・文化センター：2箇所 ▲図書館：0箇所 ■公民館・コミュニティセンター：1箇所	施設数	●文化会館・文化センター：0箇所 ▲図書館：0箇所 ■公民館・コミュニティセンター：1箇所
立地状況	都市機能誘導区域の南部に、文化会館が2箇所、公民館が1箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域の北部に、公民館が1箇所立地しています。
揖保川地域		御津地域	
施設数	●文化会館・文化センター：0箇所 ▲図書館：0箇所 ■公民館・コミュニティセンター：1箇所	施設数	●文化会館・文化センター：1箇所 ▲図書館：0箇所 ■公民館・コミュニティセンター：1箇所
立地状況	都市機能誘導区域の北部に、公民館が1箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域の北部に、文化センター・公民館がそれぞれ1箇所立地しています。

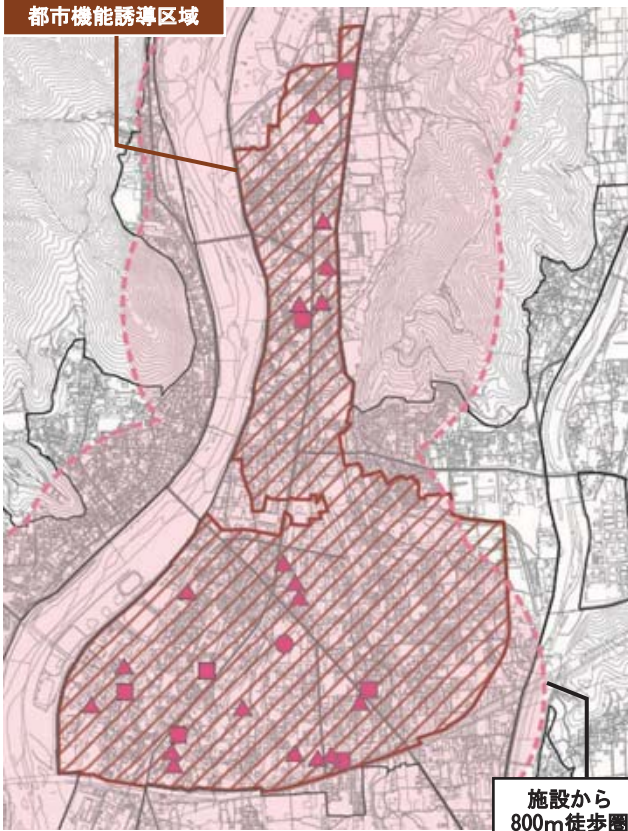
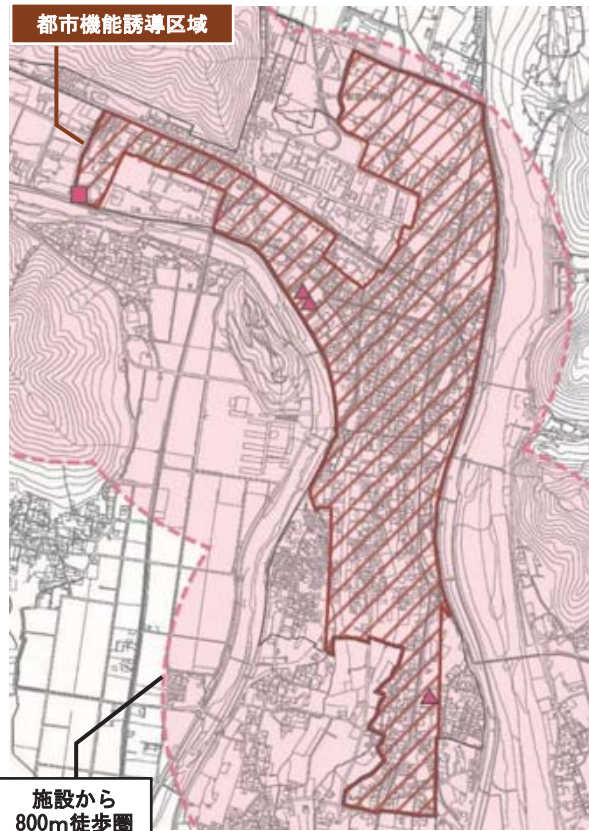
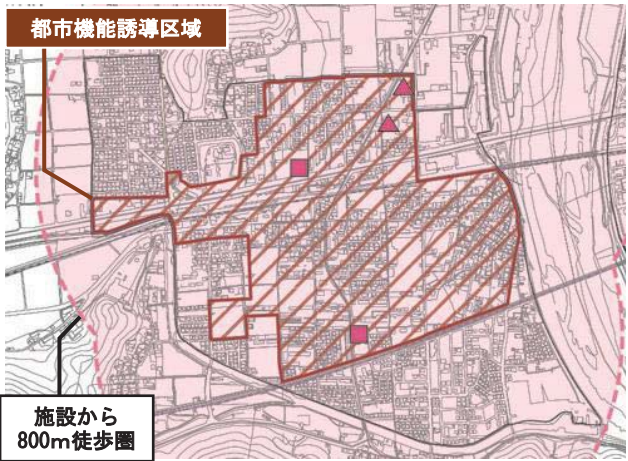
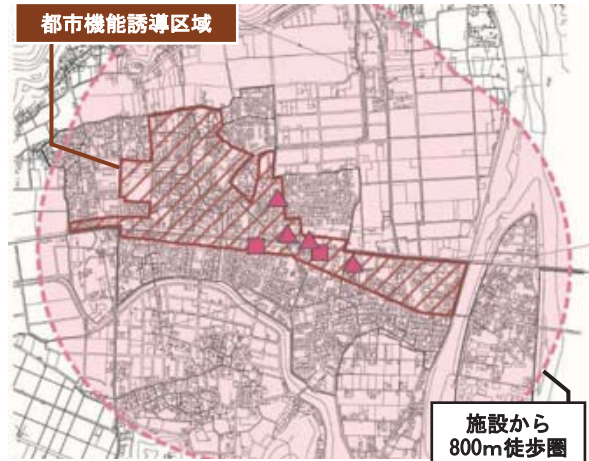
⑦ 健康増進施設

龍野地域		新宮地域	
			
施設数	●保健センター：1 箇所 ▲スポーツ施設：1 箇所 ■住区基幹公園：8 箇所	施設数	●保健センター：0 箇所 ▲スポーツ施設：1 箇所 ■住区基幹公園：3 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内に点在して立地しており、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内に点在して立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
			
施設数	●保健センター：0 箇所 ▲スポーツ施設：0 箇所 ■住区基幹公園：0 箇所	施設数	●保健センター：0 箇所 ▲スポーツ施設：0 箇所 ■住区基幹公園：2 箇所
立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の東部と中央部に立地しており、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。

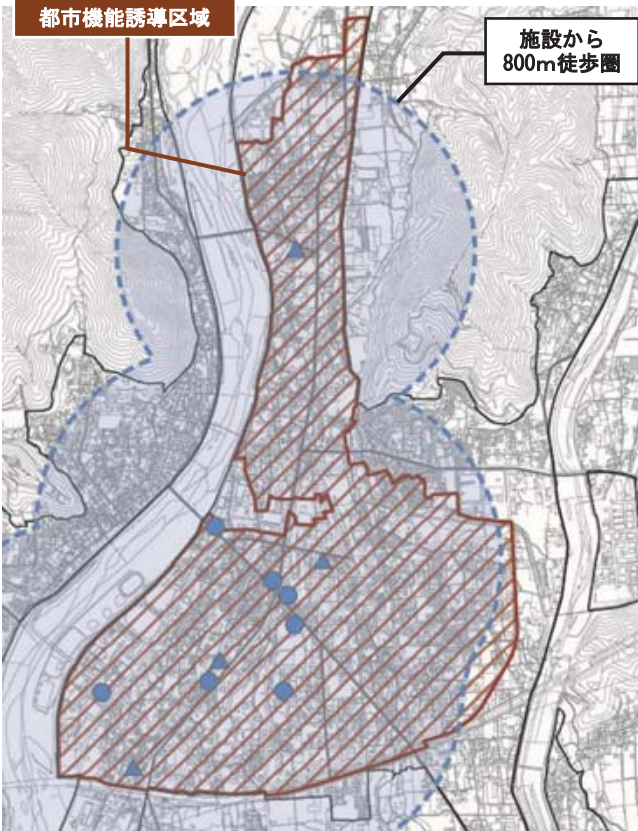
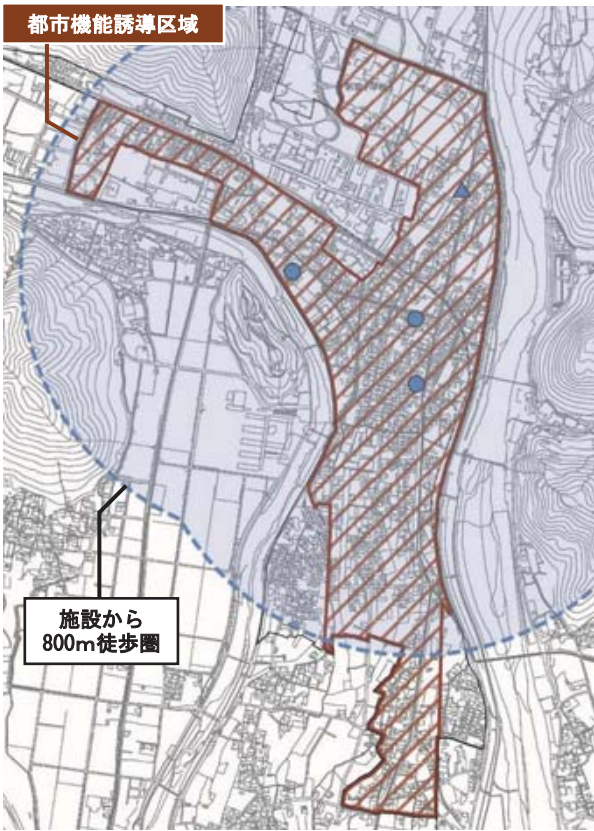
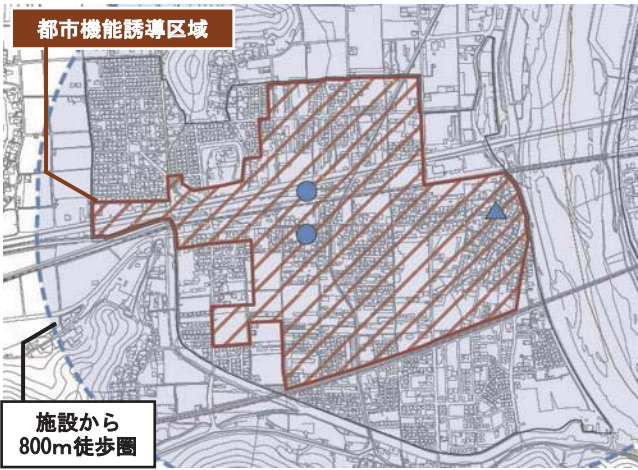
⑧ 行政施設

龍野地域		新宮地域	
			
施設数	●市役所：1 箇所	施設数	▲総合支所：0 箇所（区域外に1 施設）
立地状況	都市機能誘導区域の南部に、市役所が1 箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。（市街化調整区域に立地しています。）
揖保川地域		御津地域	
			
施設数	▲総合支所：0 箇所（区域外に1 施設）	施設数	▲総合支所：1 箇所
立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。（市街化調整区域に立地しています。）	立地状況	都市機能誘導区域の北部に、総合支所が1 箇所立地しています。

⑨ 商業施設

龍野地域		新宮地域	
 都市機能誘導区域 施設から 800m徒歩圏		 都市機能誘導区域 施設から 800m徒歩圏	
施設数	●大型商業施設：1 箇所 ▲食料品スーパー・専門量販店等：18 箇所 ■コンビニエンスストア：7 箇所	施設数	●大型商業施設：0 箇所 ▲食料品スーパー・専門量販店等：3 箇所 ■コンビニエンスストア：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内に点在して立地しており、同区域は施設から 800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の中央部と南部に立地しており、同区域は施設から 800mの徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
 都市機能誘導区域 施設から 800m徒歩圏		 都市機能誘導区域 施設から 800m徒歩圏	
施設数	●大型商業施設：0 箇所 ▲食料品スーパー・専門量販店等：2 箇所 ■コンビニエンスストア：2 箇所	施設数	●大型商業施設：0 箇所 ▲食料品スーパー・専門量販店等：4 箇所 ■コンビニエンスストア：2 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の北部と南部に立地しており、同区域は施設から 800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の中央部に立地しており、同区域は施設から 800mの徒歩圏内にあります。

⑩ 金融機関

龍野地域		新宮地域	
			
施設数	●銀行・信用金庫：7 箇所 ▲郵便局：4 箇所	施設数	●銀行・信用金庫：3 箇所 ▲郵便局：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の中央部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の中央部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
			
施設数	●銀行・信用金庫：2 箇所 ▲郵便局：1 箇所	施設数	●銀行・信用金庫：2 箇所 ▲郵便局：2 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の東部と中央部に立地しており、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内点在于て立地しており、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。

（５）誘導施設の設定方針

誘導施設については、前段で示した地域別の立地状況、アンケート調査における市民が望む施設、「たつの市公共建築物再編実施計画」における建替え等の具体的な計画、市の関連計画における方針等を踏まえ、市の設定方針を定めます。また、市の方針に基づき、各地域において誘導施設の設定を行います。なお、誘導施設の設定は、固定的なものではなく、今後の立地状況や各関連計画の動向を踏まえ、見直し時において、新たに設定を行うことも検討していきます。

①医療施設＜病院・診療所＞

- 病院については、総合的な医療サービス（二次医療）としての機能維持が求められていることから、「兵庫県保健医療計画」の方針等を踏まえ、誘導施設の設定を行います。
- 診療所については、各地域において一定程度、充足しているものの、子育て世代等の定住促進を図るうえで必要な小児科の不足をはじめ、日常的な診療や看取りを含めた在宅医療・看護といった地域のかかりつけ医としての機能が求められていることから、誘導施設の設定を行います。

②高齢者福祉施設（通所）＜通所介護・通所リハビリ・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス＞

- 高齢者福祉施設の通所介護等の通所系のサービスについては、原則として事業者において送迎を行うため、都市機能誘導区域内の立地が重視される訳ではありません。また、「第６期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」においては「福祉・医療・保健の連携のもと高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を理念とし、住み慣れた地域での生活を継続できるようにバランスのとれた施設配置が望ましいことから、誘導施設の設定は行いません。

③障害者支援施設（通所）＜日中活動系・児童通所系・地域生活支援＞

- 障害者支援施設の通所系の障害者サービスについては、原則として事業者において送迎を行う場合が多く、都市機能誘導区域内の立地が重視される訳ではありません。また、「たつの市第４期障害福祉計画」においては、「地域生活への移行」を重点課題とし、「自立可能な方については、本人の希望に応じ、できる限り地域で暮らせるよう支援する」としており、バランスのとれた施設配置が望ましいことから、誘導施設の設定は行いません。

④子育て支援施設＜保育所・幼稚園・認定こども園＞

○子育て支援施設については、「たつの市幼稚園・保育所再編計画」において、市内の幼稚園・保育所を再編し、認定こども園の整備を推進するに当たり、都市機能誘導区域に限定した配置ではなく、地域ごとのバランスに配慮した適正な配置を方針としています。また、現状では、待機児童はなく、バランスの取れた状態であることから、現段階では誘導施設の設定は行いません。

⑤教育施設＜小学校・中学校＞

○小・中学校については、重要な教育施設であるとともに、指定避難所等の機能も有しています。現段階では、「たつの市公共建築物再編実施計画」において、小学校は今後の児童数の推移等を踏まえ統廃合を検討するほか、中学校は現状を維持し運営することとしていることから、誘導施設の設定は行いません。

⑥文化施設＜文化会館・文化センター・図書館・公民館・コミュニティセンター＞

○教育文化活動を支える拠点となる文化会館・文化センター・図書館や、コミュニティ活動拠点となる公民館・コミュニティセンターについては、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、新たな整備、建物の更新による統廃合や複合化等を検討していることから、誘導施設の設定を行います。

⑦健康増進施設＜保健センター・スポーツ施設・住区基幹公園＞

○保健センターについては、健康づくりや健康相談、保健・栄養指導等の窓口や活動の拠点となる機能を有しており、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、施設配置を検討していることから、誘導施設の設定を行います。

○スポーツ施設については、予防・健康増進のために体を動かす活動ができる機能は必要であることから、今後の統廃合等の検討を踏まえることとし、現段階では誘導施設の設定は行いません。

○住区基幹公園についても、予防・健康増進のために体を動かす活動ができる機能は必要であることから、各地域における立地状況や整備計画等を踏まえ、誘導施設の設定を行います。

⑧行政施設＜市役所・総合支所＞

○市政を行う中心施設である市役所及び、地域の身近な行政施設である総合支所については、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、増改築や建替えに伴う複合化等を検討していることから、誘導施設の設定を行います。

⑨商業施設＜大型商業施設・食料品スーパー・専門量販店等・コンビニエンスストア＞

- 大型商業施設については、「兵庫県広域土地利用プログラム」の「準広域商業ゾーン」の位置付けや、「たつの市都市計画マスタープラン」の大型商業施設などの集客施設の立地誘導の方針を踏まえるとともに、大規模小売店舗での店舗面積が3,000㎡以上の店舗について、誘導施設の設定を行います。
- 食料品スーパー・専門量販店等については、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であることから、大規模小売店舗での店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗について、誘導施設の設定を行います。
- コンビニエンスストアについては、立地による都市構造への大きな影響がなく、現在の分散した立地状況や利用圏人口が小さいことや、都市機能誘導区域に限定しない立地が望ましいことから、誘導施設の設定は行いません。

⑩金融機関＜銀行・信用金庫等・郵便局＞

- 金融機関については、居住者の日常生活の利便性を高める施設であり、各地域の都市機能誘導区域内の徒歩圏域に複数立地している状況であるため、誘導施設の設定は行いません。

(6) 各地域における誘導施設の設定

◆龍野地域

<誘導施設の設定の考え方>

中心核にふさわしい都市機能の維持・誘導を図るため、ＪＲ本竜野駅・市役所周辺において、ＪＲ本竜野駅や山陽自動車道龍野ＩＣなどの交通利便性を生かし、文化施設、健康増進施設、行政施設など多様な高次都市機能を維持するとともに、大型商業施設などの集客施設の立地誘導を図ります。

<市民意向調査において望まれている施設>

- ・日常生活に必要な店舗・サービス施設
- ・病院や診療所などの医療施設
- ・スーパーマーケットなどの商業施設

※地域ごとの回答割合で40%を超えている項目を抽出

<地域別人口の状況>

	平成22年(2010年)	平成52年(2040年)	平成22年⇒平成52年
総人口(人)	40,359	32,557	△7,802
0～14歳	6,052	3,508	△2,544
15～64歳	25,104	18,020	△7,084
65歳以上	9,203	11,029	1,826
高齢化率	22.8%	33.9%	11.1ポイント

※値は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

<誘導施設の設定方針>

施設分類	誘導施設	設定方針
医療施設	病院 診療所	○病院は、引き続き機能維持を図る必要があるため、誘導施設に設定します。 ○診療所は現状において充足していますが、子育て世代等の定住促進を図るうえでも必要な小児科の不足をはじめ、地域のかかりつけ医としての機能が求められていることなどにより、誘導施設に設定します。
文化施設	—	○文化施設は一定程度立地しており、関連計画等においても具体的な計画がないため、誘導施設に設定しません。
健康増進施設	—	○健康増進施設はいずれも現状において充足しているため、誘導施設に設定しません。
行政施設	市役所	○市役所は、「たつの市公共建築物再編実施計画」において増改築を検討しているため、誘導施設に設定します。
商業施設	大型商業施設、食料品スーパー・専門量販店等	○大規模小売店舗は、本地域が中心核であることや、上位計画等において大型商業施設などの集客施設の立地を誘導・許容し、商業拠点づくりを目指していることから、店舗面積が3,000㎡以上の店舗について、誘導施設に設定します。 ○食料品スーパー・専門量販店等は、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であるため、大規模小売店舗での店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗について、誘導施設に設定します。

<誘導施設の設定>

- 医療施設（病院（病床が20床以上の施設）、診療所（病床が無床又は19床以下で歯科を除く施設））
- 行政施設（市役所）
- 商業施設（大型商業施設（店舗面積3,000㎡以上）、食料品スーパー・専門量販店等（店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗））

◆新宮地域

＜誘導施設の設定の考え方＞

JR播磨新宮駅南から国道 179 号の南側の栗栖川周辺に至る旧新宮高等学校跡地を含めた区域や国道 179 号の南北路線の沿道に医療施設、商業施設等の生活サービス施設の立地誘導を図ります。

＜市民意向調査において望まれている施設＞

- ・日常生活に必要な店舗・サービス施設
- ・病院や診療所などの医療施設

※地域ごとの回答割合で 40%を超えている項目を抽出

＜地域別人口の状況＞

	平成 22 年（2010 年）	平成 52 年（2040 年）	平成 22 年⇒平成 52 年
総人口（人）	16,216	12,432	△3,784
0～14 歳	2,037	1,329	△708
15～64 歳	10,047	6,904	△3,143
65 歳以上	4,132	4,199	67
高齢化率	25.5%	33.8%	8.3 ポイント

※値は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

＜誘導施設の設定方針＞

施設分類	誘導施設	設定方針
医療施設	病院 診療所	○病院は、引き続き機能維持を図る必要があるため誘導施設に設定します。 ○診療所は現状において充足していますが、子育て世代等の定住促進を図るうえでも必要な小児科の不足をはじめ、地域のかかりつけ医としての機能が求められていることなどにより、誘導施設に設定します。
文化施設	—	○文化施設は一定程度立地しており、関連計画等においても具体的な計画がないため、誘導施設に設定しません。
健康増進施設	—	○健康増進施設はいずれも現状において充足しているため、誘導施設に設定しません。
行政施設	—	○総合支所は都市機能誘導区域に立地していませんが、関連計画等においても具体的な計画がないため、誘導施設に設定しません。
商業施設	食料品スーパー・ 専門量販店等	○食料品スーパー・専門量販店等は、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であるため、大規模小売店舗での店舗面積が 500 ㎡を超えて 3,000 ㎡未満の店舗について、誘導施設に設定します。



＜誘導施設の設定＞

- 医療施設（病院（病床が 20 床以上の施設）、診療所（病床が無床又は 19 床以下で歯科を除く施設））
- 商業施設（食料品スーパー・専門量販店等（店舗面積が 500 ㎡を超えて 3,000 ㎡未満の店舗））

◆揖保川地域

＜誘導施設の設定の考え方＞

JR竜野駅周辺及び国道2号沿道地区などにおいては、高い交通利便性を生かし、医療施設、商業施設等の生活サービス施設の立地誘導を図ります。また、JR竜野駅周辺整備事業に合わせ、文化施設としての地域交流センターや、健康増進施設としての住区基幹公園の立地誘導を図ります。

＜市民意向調査において望まれている施設＞

・日常生活に必要な店舗・サービス施設

※地域ごとの回答割合で40%を超えている項目を抽出

＜地域別人口の状況＞

	平成22年(2010年)	平成52年(2040年)	平成22年⇒平成52年
総人口(人)	12,657	10,046	△2,611
0～14歳	1,722	1,069	△653
15～64歳	8,081	5,420	△2,661
65歳以上	2,854	3,557	703
高齢化率	22.5%	35.4%	12.9ポイント

※値は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

＜誘導施設の設定方針＞

施設分類	誘導施設	設定方針
医療施設	診療所	○病院は、「兵庫県保健医療計画」に基づき、新規の立地が困難であるため、誘導施設に設定しません。 ○診療所は現状において充足していますが、子育て世代等の定住促進を図るうえでも必要な小児科の不足をはじめ、地域のかかりつけ医としての機能が求められていることなどにより、誘導施設に設定します。
文化施設	コミュニティセンター	○JR竜野駅周辺整備事業において、新たに地域交流センターの整備を行うため、誘導施設に設定します。
健康増進施設	住区基幹公園	○JR竜野駅周辺整備事業において、新たに公園整備を行うため、誘導施設に設定します。
行政施設	—	○総合支所は都市機能誘導区域に立地していませんが、関連計画等においても具体的な計画がないため、誘導施設に設定しません。
商業施設	食料品スーパー・専門量販店等	○食料品スーパー・専門量販店等は、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であるため、大規模小売店舗での店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗について、誘導施設に設定します。



＜誘導施設の設定＞

- 医療施設（診療所（病床が無床又は19床以下で歯科を除く施設））
- 文化施設（コミュニティセンター）
- 健康増進施設（住区基幹公園）
- 商業施設（食料品スーパー・専門量販店等（店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗））

◆御津地域

＜誘導施設の設定の考え方＞

国道 250 号沿道地区においては、高い交通利便性を生かし、医療施設、商業施設等の生活サービス施設の立地誘導を図ります。また、文化センター・公民館、保健センター、総合支所は、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、建替えによる複合化等や施設配置の検討を行っている施設であるため立地誘導を図ります。

＜市民意向調査において望まれている施設＞

- ・日常生活に必要な店舗・サービス施設
- ・病院や診療所などの医療施設

※地域ごとの回答割合で 40%を超えている項目を抽出

＜地域別人口の状況＞

	平成 22 年（2010 年）	平成 52 年（2040 年）	平成 22 年⇒平成 52 年
総人口（人）	11,286	8,432	△2,854
0～14 歳	1,453	885	△568
15～64 歳	6,781	4,505	△2,276
65 歳以上	3,052	3,042	△10
高齢化率	27.0%	36.1%	9.1 ポイント

※値は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

＜誘導施設の設定方針＞

施設分類	誘導施設	設定方針
医療施設	診療所	○病院は、「兵庫県保健医療計画」に基づき、新規の立地が困難であるため、誘導施設に設定しません。 ○診療所は現状において充足していますが、子育て世代等の定住促進を図るうえでも必要な小児科の不足をはじめ、地域のかかりつけ医としての機能が求められていることなどにより、誘導施設に設定します。
文化施設	文化センター 公民館	○文化センターと公民館は、「たつの市公共建築物再編実施計画」において、建替え等による複合化等を検討しているため、誘導施設に設定します。
健康増進施設	保健センター	○保健センターは、「たつの市公共建築物再編実施計画」において、施設配置を検討しているため、誘導施設に設定します。
行政施設	総合支所	○総合支所は、「たつの市公共建築物再編実施計画」において、建替えによる複合化等を検討しているため、誘導施設に設定します。
商業施設	食料品スーパー・ 専門量販店等	○食料品スーパー・専門量販店等は、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であるため、大規模小売店舗での店舗面積が 500 ㎡を超えて 3,000 ㎡未満の店舗について、誘導施設に設定します。

＜誘導施設の設定＞

- 医療施設（診療所（病床が無床又は 19 床以下で歯科を除く施設））
- 文化施設（文化センター、公民館）
- 健康増進施設（保健センター）
- 行政施設（総合支所）
- 商業施設（食料品スーパー・専門量販店等（店舗面積が 500 ㎡を超えて 3,000 ㎡未満の店舗））

4 居住誘導区域について

（１）国の居住誘導区域の考え方

国が示す「都市計画運用指針」により、居住誘導区域の設定の考え方を整理します。

◆国の区域設定の基本的な考え方

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域になります。
- 居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めます。



◆国の区域設定の例

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧市町の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

◆区域設定において留意すべき事項

- 人口減少が見込まれる都市においては、現在の市街化区域をそのまま居住誘導区域として設定するべきではない。
- 人口等の将来見通しは、立地適正化計画に大きな影響を及ぼすことから国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を採用すべきである。
- 医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏人口によってそれらが持続的に維持されることを踏まえ、当該人口を勘案しつつ居住誘導区域を定める。
- 市町の主要な中心部のみをその区域とするのではなく、地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めること。

（２）本市の居住誘導区域の考え方

国が示す「都市計画運用指針」の考え方を踏まえつつ、本市の将来都市構造に適した居住誘導区域の設定の考え方を示します。

◆本市の区域設定の基本的な考え方

- ①都市機能誘導区域と一体的である周辺区域に設定します。
- ②鉄道又はバスによる公共交通ネットワークが形成されており、鉄道駅又はバス停留所に比較的容易にアクセスできる区域に設定します。
- ③工業系用途地域など居住に適さない区域や災害危険性が高い区域などには設定しません。

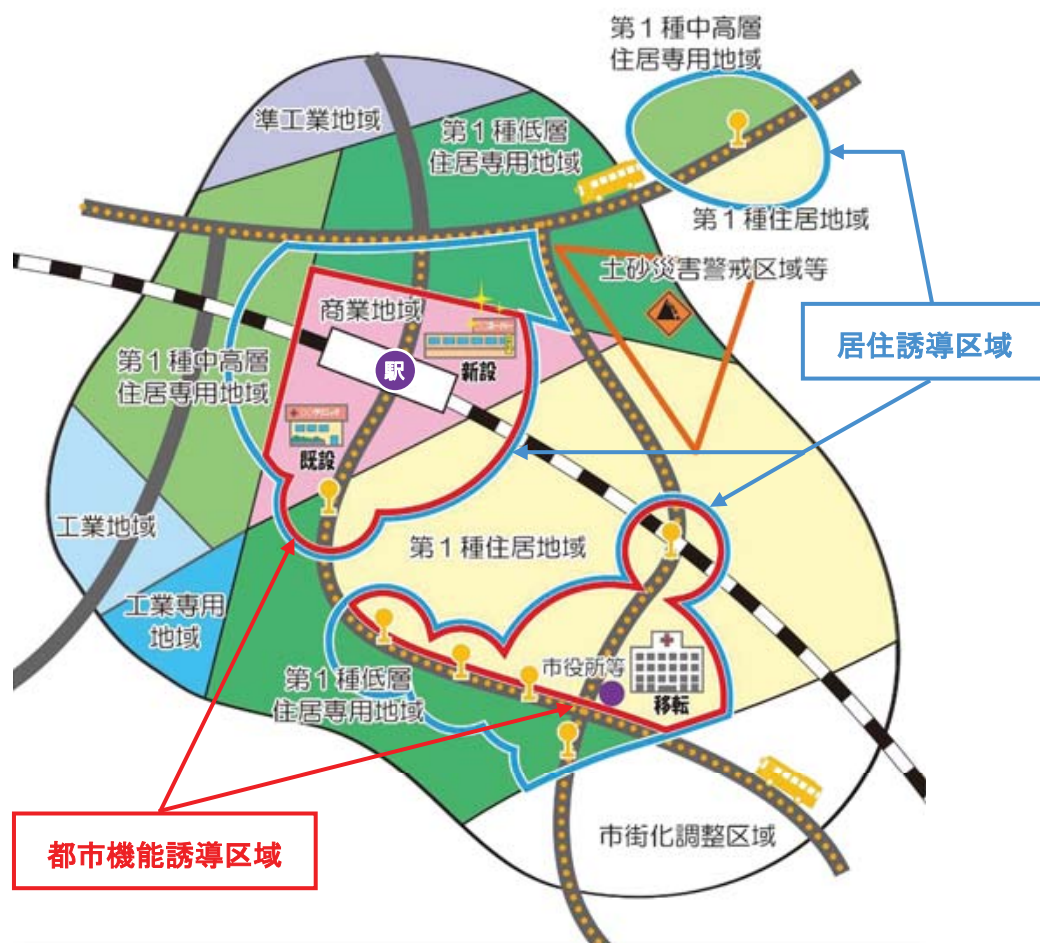
（３）居住誘導区域の設定方針

本市の都市機能誘導区域を定めた4地域について、次の設定方針に基づいて居住誘導区域を定めます。

◆区域の設定方針

- ①都市機能誘導区域及びその周辺に区域を設定します。
- ②各地域に複数の市街化区域がある場合、核になる施設（鉄道駅及び行政施設）が含まれる区域のみに設定します。
- ③鉄道駅から、概ね800mの徒歩圏又は、バス停から概ね300mの徒歩圏に原則設定します。
- ④工業の利便を増進するための工業専用地域、工業地域、準工業地域には原則設定しません。
- ⑤災害の危険性が高い区域（急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域）には設定しません。
- ⑥浸水想定区域は河川改修事業等災害対策の促進やソフト面での対策（防災ハザードマップの活用等）を図ることとし、区域を設定します。
- ⑦居住誘導区域は基本的に用途地域界や明確な地形・地物により設定します。

【居住誘導区域の設定イメージ】

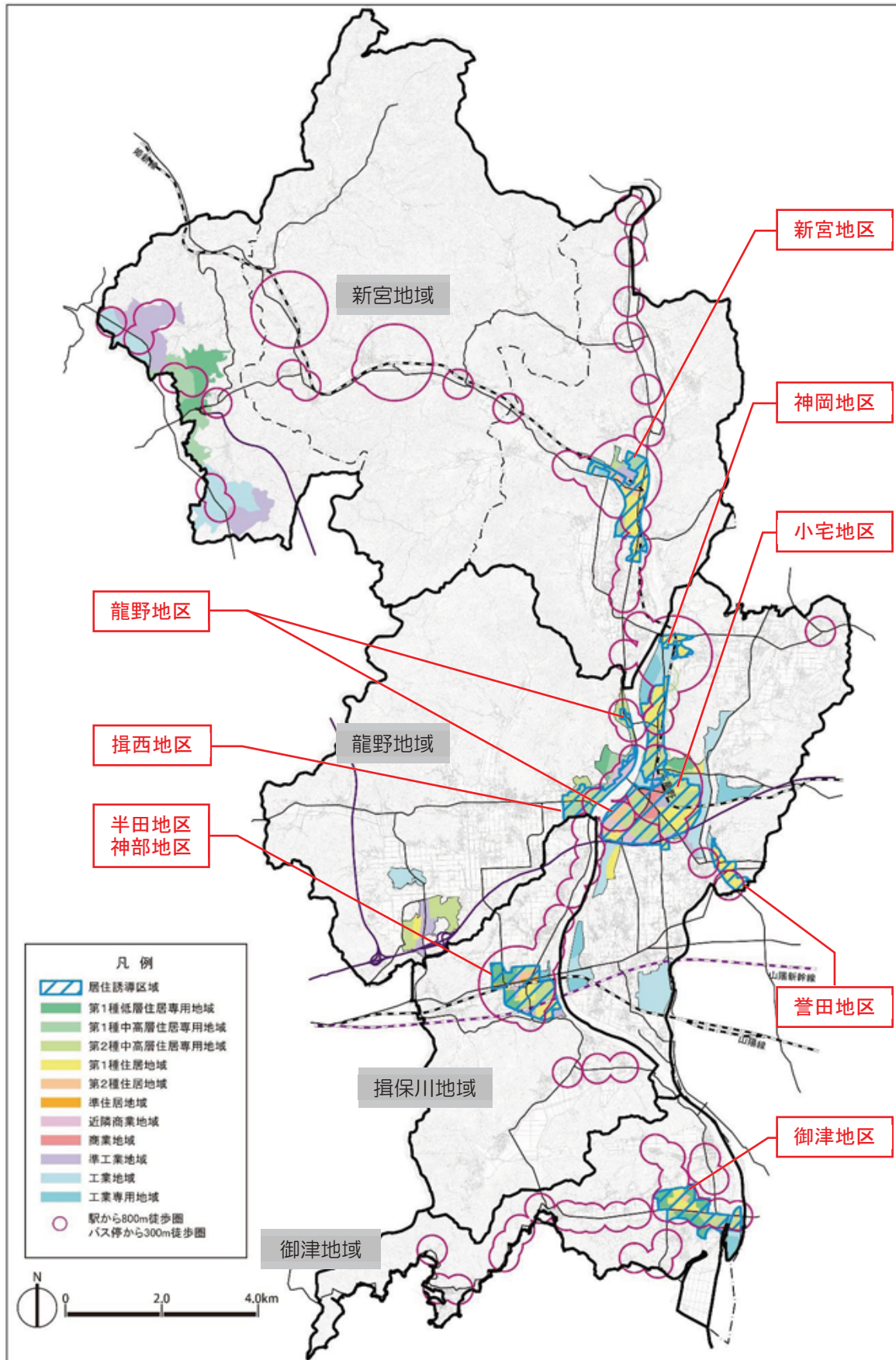


（４）各地域における居住誘導区域の設定

本市の居住誘導区域の設定方針に基づき、各地域における居住誘導区域を次のとおり設定します。

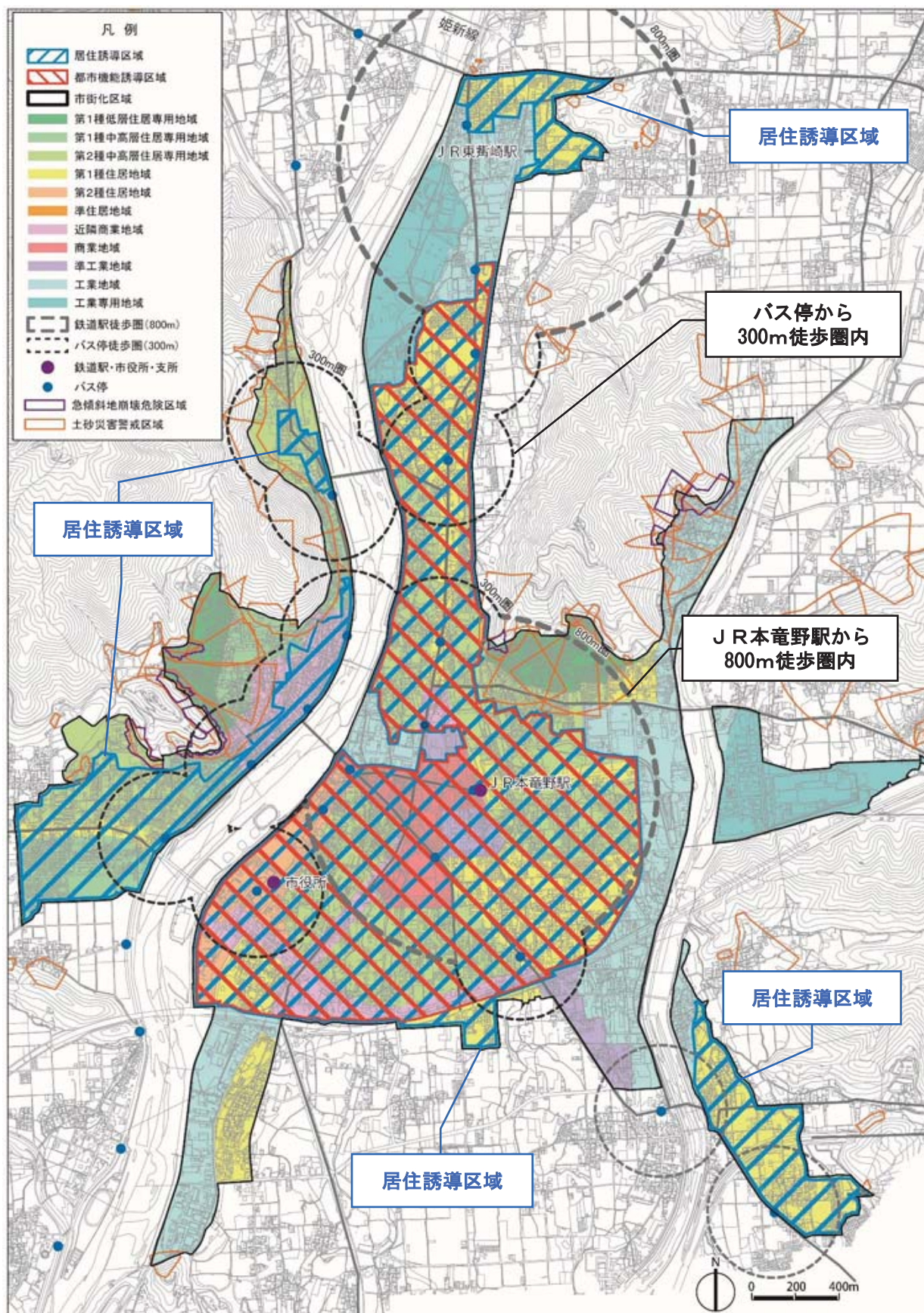
地域	地区名	区域の設定
龍野地域	龍野地区	公共交通網の徒歩圏内で、災害リスクの高い地域を除いた区域を概ね基本に設定します。
	小宅地区	- 公共交通網の徒歩圏内で、災害リスクの高い地域を除いた区域を概ね基本に設定します。 ※山陽自動車道以南の堂本の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年（2040年）においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。 ※堂本及び中村の一部にまたがる準工業地域については、工業系の土地利用から住居系等に進展しているため、区域に設定します。（対象外） - 山陽自動車道以南の小宅北の一部については、バス停から300m徒歩圏内になりますが、工場系が多数立地しているため、設定しません。
	揖西地区（小神・芦原台）	- 公共交通網の徒歩圏内で、災害リスクの高い地域を除いた区域を概ね基本に設定します。 ※小神及び芦原台の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年（2040年）においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。
	誉田地区	- 公共交通網の徒歩圏内の区域を概ね基本に設定します。 ※福田の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年（2040年）においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。
	神岡地区	公共交通網の徒歩圏内の区域を概ね基本に設定します。
新宮地域	新宮地区	- 公共交通網の徒歩圏内で、災害リスクの高い地域を除いた区域を概ね基本に設定します。 ※段之上については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年（2040年）においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。
揖保川地域	半田地区 神部地区	- 公共交通網の徒歩圏内の区域を概ね基本に設定します。 ※山陽新幹線以南の正條の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年（2040年）においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。 ※山陽新幹線以南の山津屋の準工業地域については、工業系の土地利用から住居系等に進展しているため、区域に設定します。
御津地域	御津地区	- 公共交通網の徒歩圏内の区域を概ね基本に設定します。 ※富島川以北の苅屋の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年（2040年）においても、30人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。

【居住誘導区域の設定】

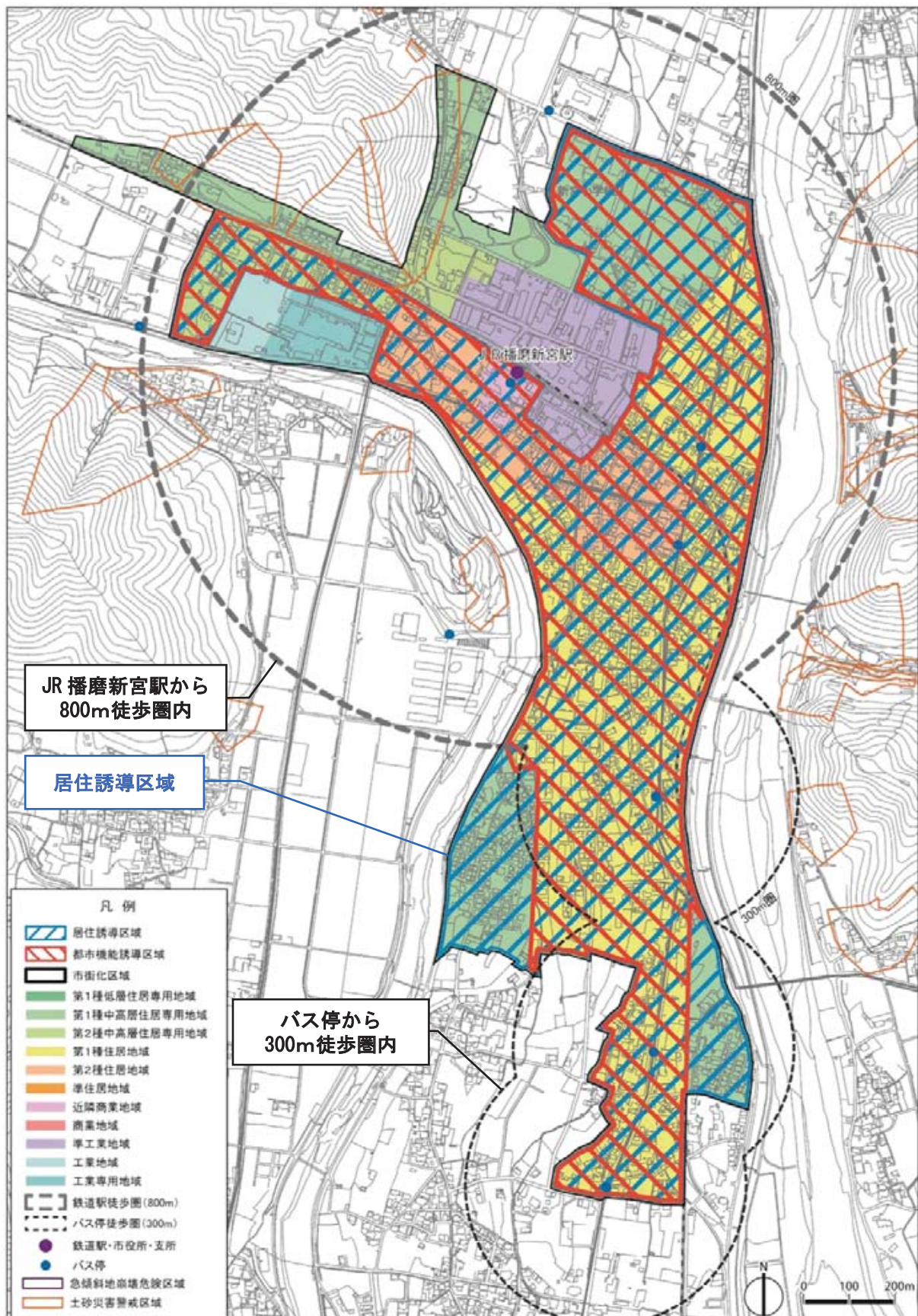


(5) 各地域における居住誘導区域

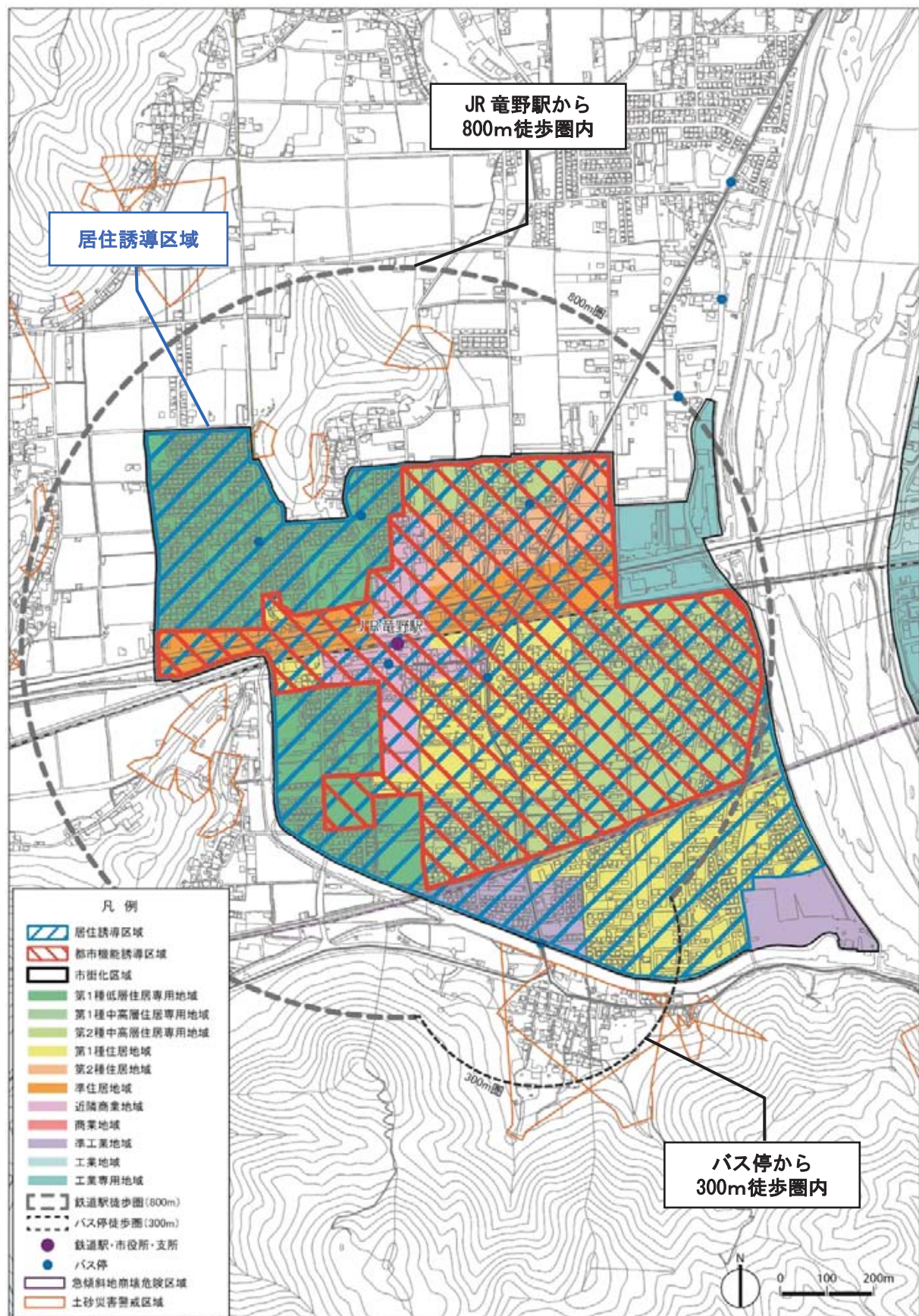
【龍野地域】



【新宮地域】



【揖保川地域】



【御津地域】

